

第 1 1 回  
年金記録回復委員会

日 時：平成 2 2 年 3 月 2 9 日（月）  
1 8 : 0 0 ~

場 所：厚生労働省 9 F 省議室

年金記録問題についての

最終段階までの工程を 議論する件について

(委員長 提案)

1. 委員の一部から、いま予定されています「工程表」に加え、次のような点を、もう少し明示すべきではないのか、とのご意見があります。

- 1) 記録問題の解明作業は、いつまで続けるのか、いつごろまでに、どうするのか？
- 2) どうしても持ち主の判明しない記録や、自分の記録であるはずの記録がどうしても見つからない人は、どうするのか？
- 3) 新年金制度との関連は、どうなるのか？

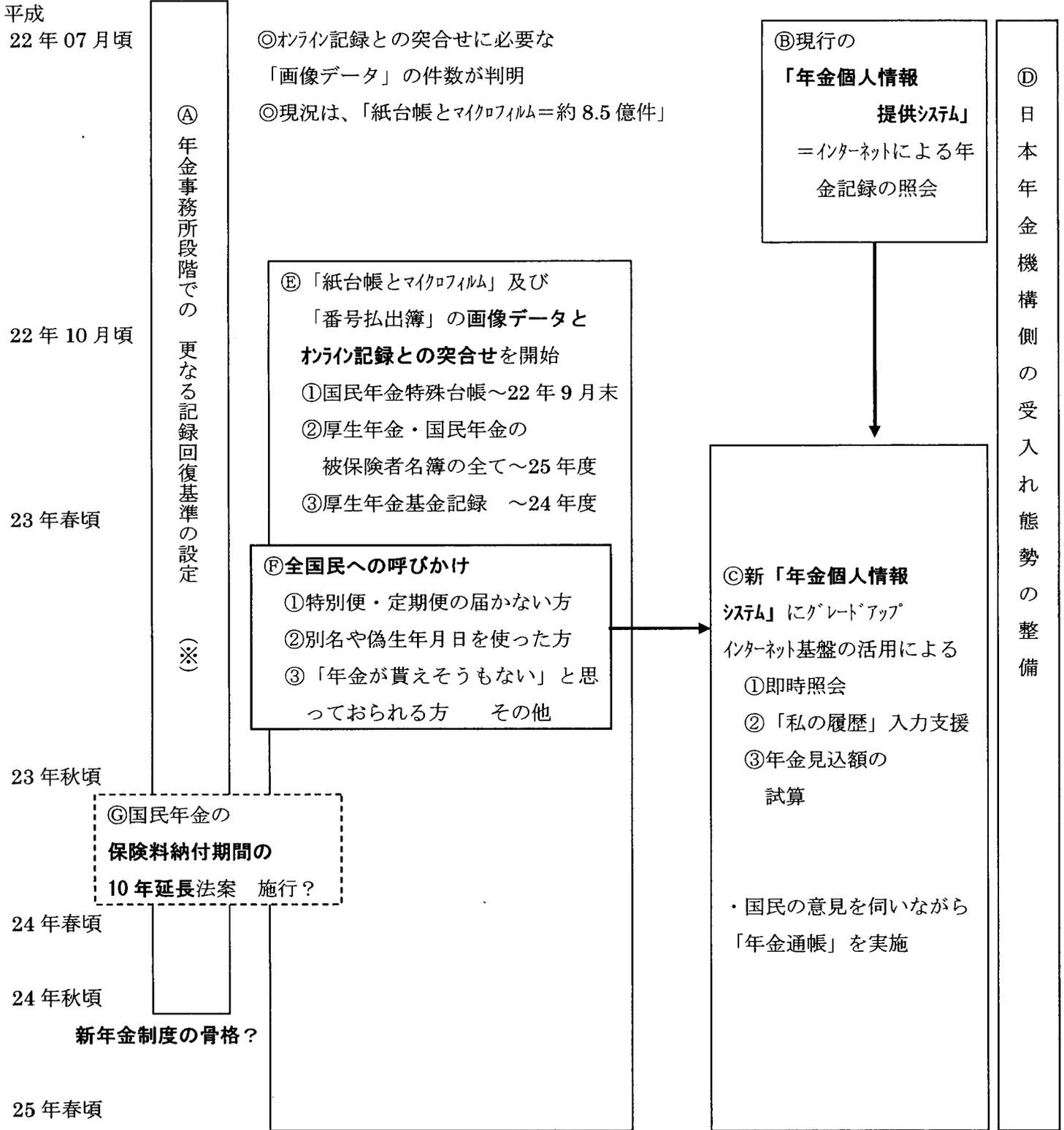
2. そこで、7月頃にこの辺の議論を始め、一定期間後には、当委員会からの幅広い問題提起を致したいと存じます。

7月頃とします理由は、オンライン記録との突合せに必要な「画像データ」の件数なども判明するので、その段階になれば、所要の人数・費用・期間なども、現在よりは鮮明になることが見込まれているからであります。

3. 以下は、その議論のためのタタキ台ではありますが、本日の資料や、今後も事務局から説明がある予定の記録回復関連に関する種々の説明への、チェックシートとしてお使いいただけるよう、予めお配りする次第です。

(以上)

(注) 7月頃に、ご審議願うための、事前配布資料です。



新年金制度の法案提出・法案成立？

(※) 年金記録一括補償法案(仮称) この法案の提出時期の判断基準は

- ①回復作業の限界費用 > 回復金額の一定倍率
- ②国民の年金記録に対する一定率の納得度 など

(以上)

# 年金記録問題への対応の実施計画(工程表)

## 関係資料

日本年金機構

## 年金記録問題への対応の実施計画（工程表） <概要>

|  | 22年度 |    |    |    |    |    |     |     |     |  |  |  | 23年度  | 24年度 | 25年度 |
|--|------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|--|--|--|---|------|------|
|  | 4月   | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |  |  |  |   |      |      |
| <b>1 ねんきん特別便</b><br>(1) 受給者及び事務所来訪加入者<br>① 21年3月以前受付分<br>② 21年4月から22年3月までの受付分<br>(2) 加入者<br>① 21年3月以前受付分<br>② 21年4月から22年3月までの受付分 |      |    |    |    |    |    |     |     |     |  |  |  | (注) 共済期間の確認を要するものについては、共済過去記録により確認を行うことができるものは左記により作業を行い、更に共済組合等への照会を要するものは、共済組合等から速やかに回答を得て迅速に処理することを目指す。    |      |      |
| <b>2 フォローアップ照会</b>   |      |    |    |    |    |    |     |     |     |  |  |  | 現在の対象者以外のフォローアップや情報提供の実施については、費用対効果を見極めるためサンプル的なフォローアップ・情報提供を行い、その結果を踏まえ検討                                    |      |      |
| <b>3 厚生年金等の旧台帳記録（約1466万件）に係る調査</b>   |      |    |    |    |    |    |     |     |     |  |  |  | グレー便を送付した68万件以外のものについて、住基ネットとの突合せを行い、新たな年金受給につながる可能性がある方に対するお知らせ等の対応を検討                                       |      |      |
| <b>4 年金記録の確認のお知らせ（黄色便）</b>   |      |    |    |    |    |    |     |     |     |  |  |  | ※22年3月以前受付分   |      |      |
| <b>5 ねんきん定期便</b>   |      |    |    |    |    |    |     |     |     |  |  |  | ※22年3月以前受付分   |      |      |
| <b>6 標準報酬等の遡及訂正事案</b>  |      |    |    |    |    |    |     |     |     |  |  |  | これまでの救済事案の分析とともに、1条件のみ、2条件のみ該当のサンプル調査等を行い、更なる記録回復方策を検討  |      |      |
| <b>7 年金事務所段階での記録回復の促進</b>  |      |    |    |    |    |    |     |     |     |  |  |  | ・21年12月に定められた国民年金、脱退手当金に関する新基準等に基づき、救済を進める<br>・これまでの第三者委員会におけるあっせん・非あっせん事案についての分析やサンプル調査の結果等を踏まえ、更なる記録回復方策を検討 |      |      |

| 22年度   | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|--|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|------|------|------|
| <p>8 年金を受給できる可能性がある未受給者への対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・21年12月に送付した「年金の加入期間に関するお知らせ」の対象者に対して、引き続きめ細やかな相談対応を行う。</li> <li>・上記相談対応の状況等についてフォローアップを行い、3月末の状況を踏まえ必要な対応を行う。</li> <li>・受給資格期間(25年)を満たしている者への具体的な対応策を検討・実施</li> </ul>  |    |    |    |    |    |    |     |     |     |      |      |      |
| <p>9 受給者等への標準報酬等のお知らせ(受給者便)</p> <p>発送</p> <p>22年11月末までに送付を完了</p> <p>処理</p> <p>23年9月以前受付分を23年12月末までに目途に確認作業を行う(処理困難ケースを除く)</p> <p>22年3月以前受付分を22年12月末までに目途に確認作業を行う(処理困難ケースを除く)</p> <p>24年10月末までに基金等から報告があったものについて、25年3月末までを目途に必要な記録訂正を進める</p> <p>▲4月を目途に1次審査開始</p> <p>▲10月を目途に2次審査開始</p> |    |    |    |    |    |    |     |     |     |      |      |      |
| <p>10 厚生年金基金記録との突合せ</p> <p>▲4月を目途に1次審査開始</p> <p>▲10月を目途に2次審査開始</p>   |    |    |    |    |    |    |     |     |     |      |      |      |
| <p>11 紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ</p> <p>国年特殊台帳等</p> <p>▲6月末までを目途に2次審査終了</p> <p>▲9月末までを目途に本人にお知らせ</p> <p>国年被保険者名簿、厚年被保険者名簿</p> <p>▲秋ころまでには作業開始</p>   |    |    |    |    |    |    |     |     |     |      |      |      |
| <p>12 再裁定等</p> <p>○再裁定の進達: 年金事務所における申出受付から本部への進達について平均処理期間を0.5か月とすることを旨とする。</p> <p>○再裁定の処理: 難易度の高い案件も含め、2.5か月程度(進達期間を合わせて3か月程度)で処理できることを目指す。</p> <p>○時効特例給付: 支払いのための期間を22年6月末までに概ね2か月程度とすることを旨とする。</p> <p>○特別加算金の支給: 遅延加算金法に基づき特別加算金の支給について、円滑かつ迅速な処理に努める。</p>                         |    |    |    |    |    |    |     |     |     |      |      |      |

※環境の整備等

- ① 自宅や市区町村、郵便局における年金記録の確認
- ② 23年3月までに、現在のパソコンを使ったインターネットでの年金記録の確認をより使いやすいものにする。また、自宅でパソコンが使えない方であっても市区町村、郵便局等のパソコンを使って、保険料納付状況などを確認できるようにする。また、23年度から新たに年金見込額のお知らせもできるよう、システム開発等の準備作業を進める。
- ③ その上で、年金通帳について、国民の意向に関し調査を行い、検討を進める。
- ④ 相談体制の整備
- ⑤ 関係団体等への協力依頼
- ⑥ 各種お知らせの未送達分への対応の検討

〔平成22年3月26日〕  
日本年金機構理事会決定

## 年金記録問題への対応の実施計画(工程表)

### I 実施計画の位置付け等

#### 1 実施計画の期間

- 22年度から25年度までの4年間とする。

#### 2 実施計画の位置付け

- 日本年金機構中期計画において「年金記録問題の解決に向け、以下の取組を計画的に進める。」とされていることに基づく実施計画(工程表)とする。

#### 3 実施計画の見直し

- 実施状況等を踏まえ、少なくとも年度毎に見直しを行う。

### II 作業項目と進捗目標

#### 1 ねんきん特別便(一般の資格照会を含む)

※ねんきん特別便

全ての受給者・加入者(約1億9百万人)に加入記録を送付(19年12月から20年10月まで)し、漏れや誤りを本人に確認していただくもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

#### (1) 受給者及び事務所来訪加入者(地方組織担当)

##### ① 21年3月以前受付け分

- 21年12月末時点で未処理となっている処理困難なケース(国民年金市区町村照会、本部照会、他県年金事務所照会)について、22年7月末までを目途に確認作業を行う。

##### ② 21年4月以降受付け分

- 22年3月末までに受け付けた分について、処理困難なケース(国民年金市区町村照会、本部照会、他県年金事務所照会)を除き、22年9月末までを目途に確認作業を行う。

#### (2) 加入者(本部担当)

##### ① 21年3月以前受付け分

- 21年12月末時点で未処理となっているものは、本部と地方組織とで処理を分担し、22年7月末までを目途に確認作業を行う。

##### ② 21年4月以降受付け分

- 22年3月末までの受付け分は、加入要件等についての説明やケースに即した個別判断が必要なもの等を除き、22年7月末までを目途に確認作業を行う。

注) 共済期間の確認を要するものについては、共済組合から提供された共済過去記録(平成9年の基礎年金番号導入前に共済資格を喪失した者の記録)により確認を行うことができるものは、上記(1)及び(2)により作業を行うこととし、更に共済組合等への照会を要するもの(共済過去記録と本人申出が相違しているもの等)は、共済組合等から速やかに回答を得て迅速に処理することを目指す。

### 2 フォローアップ照会

※フォローアップ照会

20年3月までに年金受給者の方に送付した「名寄せ特別便」に対して、「訂正なし」と回答をいただいた方及び未回答の方であって、未統合記録が結び付く可能性の高い方約88万人を対象として、電話、訪問及び文書により記録を確認し、都市部を除き、年金事務所等で調査可能なものは、概ね確認作業を終了。21年10月から、市区町村の協力を得て、接触できない方の電話番号等の把握や記録の調査を実施している。

#### (1) 調査中の案件(地方組織担当)

- 市区町村からの協力を得て電話番号情報等の収集を進め、市区町村からの情報提供が遅れたものを除き、22年7月末までを目途に確認作業を行う。

#### (2) 今後の検討(本部担当)

- 受給者のうち現行のフォローアップ照会対象者以外の者及び加入者のうち定期便に未統合記録の情報を同封する対象者以外の者(2次名寄せ対象、期間重複ケース等でより不確実性の高いもの)に対するフォローアップや情報提供の実施については、費用対効果を見極めるため、サンプル的にフォローアップ・情報提供を行い、その結果を踏まえ検討する。

### 3 厚生年金等の旧台帳記録(約1466万件)に係る調査

5 ねんきん定期便

未までを目途に確認作業を行う。

- 22年3月以前に受け付けた分については、加入要件等についての説明やケースに即した個別判断が必要なものを除き、22年12月
- (2)加入者(本部担当)
  - 年12月未までを目途に確認作業を行う。
  - 民年金市区町村照会、本部照会、他県年金事務所照会)を除き、22
  - 22年3月以前に受け付けた分については、処理困難なケース(国

(1)受給者及び事務所来訪加入者(地方組織担当)

※年金記録の確認のお知らせ(黄色便)

未統合記録約5000万件について、「ねんきん特別便」による記録確認の取組と並行して、住民基本台帳ネットワークシステムや旧姓等の氏名変更履歴などの突合せにより、未統合記録の持ち主である可能性がある方に20年6月から21年12月の間に「年金記録確認のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行っているもの。

4 年金記録の確認のお知らせ(黄色便)

※年金記録の確認のお知らせ(黄色便)

未統合記録約5000万件について、「ねんきん特別便」による記録確認の取組と並行して、住民基本台帳ネットワークシステムや旧姓等の氏名変更履歴などの突合せにより、未統合記録の持ち主である可能性がある方に20年6月から21年12月の間に「年金記録確認のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行っているもの。

(2)今後の検討(本部担当)

- 厚生年金等の旧台帳記録約1466万件のうち、クレー便を送付した約68万人分の記録以外のものについて、住民基本台帳ネットワークシステムとの突合せを行い、「生存者」の情報と一致した記録の加入期間等をバッチ入力・磁気データ化した上で、新たな年金受給につながる可能性がある方に対し、お知らせを送付する等の対応を検討する。

(1)調査中の案件(クレー便)(地方組織担当)

※厚生年金等の旧台帳記録(約1466万件)に係る調査(クレー便)

マイクロフィルム形式で保管されている厚生年金等の旧台帳記録と基礎年金番号記録との突合せの結果、旧台帳記録が本人の記録である可能性がある方約68万人に対して、20年5月に「年金加入記録の確認のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行っているもの。連絡先(電話番号等の連絡をいただきたい方)について、個別に電話や訪問による記録の確認作業を行っている。

6 標準報酬等の遡及訂正事業

(1)新基準等に基づく記録回復(地方組織担当)

- 21年12月に定められた6.9万件該当(3条件該当)事業についての新基準等に基づき、記録回復を進めることとし、2万件戸別訪問対象の従業員事業については、22年6月末までを目途に年金事務所段階における記録回復を進める。
- ※不適正な標準報酬等の遡及訂正処理が行われた可能性のある記録として抽出した以下の3条件全てに該当する記録(約6.9万件)のうち、厚生年金の受給者の分約2万件について、20年10月から戸別訪問調査を開始し、21年3月までに概ね終了。調査結果を踏まえ、必要な記録回復を進めている。

(2)厚生年金・国民年金期間相違関係(本部担当)

- 22年3月以前に受け付けた分については、加入要件等についての説明やケースに即した個別判断が必要なものを除き、22年12月未までを目途に確認作業を行う。
- (2)厚生年金・国民年金期間相違関係(本部担当)
  - 年12月未までを目途に確認作業を行う。
  - 民年金市区町村照会、本部照会、他県年金事務所照会)を除き、22
  - 22年3月以前に受け付けた分については、処理困難なケース(国

(1)厚生年金標準報酬相違・国民年金納付記録相違関係(地方組織担当)

※ねんきん定期便

21年4月より、全ての現役加入者の方に対し、年金加入期間、保険料納付額及び年金見込額などを毎年誕生日にお知らせしているもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

(2)今後の検討(本部担当)

- これまで救済が図られた事業についての分析を行うとともに、1条件のみ該当、2条件のみ該当の事業についてのサンプル調査及び滞納事業所における資格喪失日の遡及訂正事業についてのサンプル調査を行い、その結果を踏まえ更なる記録回復方策について検討を行う。
- (2)今後の検討(本部担当)
  - 6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
  - 5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
  - 標準報酬月額を引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。

## 7 年金事務所段階における記録回復の促進

### (1) 新基準等に基づく記録回復(地方組織担当)

- 21年12月に定められた国民年金及び脱退手当金に関する新しい記録回復基準等に基づき、救済を進める。

### (2) 今後の検討(本部担当)

- これまでの第三者委員会におけるあっせん事案及び非あっせん事案についての分析やサンプル調査の結果等を踏まえ、更なる記録回復方策について検討を行う。

## 8 年金を受給できる可能性がある未受給者への対策

※オンライン記録では受給資格期間を満たさない方約50万人に対して、21年12月に、「年金の加入期間に関するお知らせ」を送付して、合算対象期間等の受給資格期間として算定される期間の有無について注意喚起を行うとともに、任意加入制度の周知を図った。

### (1) 年金受給にできる限り結びつけていくための事業展開(地方組織・本部担当)

- 21年12月に送付した「年金の加入期間に関するお知らせ」の対象者に対して、「私の履歴整理表」や「受給資格期間判別システム」の活用を促進するなどにより、引き続き年金事務所等できめ細やかな相談対応を行う。
- 本部においては、「年金の加入期間に関するお知らせ」送付後の相談対応の状況等についてフォローアップを行い、22年3月末時点での状況を踏まえ、必要な対応を行う。

### (2) 今後の検討(本部担当)

- 21年12月に公表した「社会保険庁のオンラインシステム上の記録において受給資格期間(25年)を満たしている者に係る実態調査」の結果を踏まえた具体的対応策について、検討を行い、実施に移す。

## 9 受給者等への標準報酬等のお知らせ(受給者便)

※受給者等への標準報酬等のお知らせ(受給者便)

厚生年金受給者等に対し、標準報酬月額の情報を含むお知らせを送付し、標準報酬月額及び資格期間に漏れや誤りがないかをご本人に確認していただくもの。21年12月から送付を開始し、「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

### (1) 受給者便の発送(本部担当)

- 事務所の相談状況を踏まえて順次発送し、22年11月末までに送付を完了する。

### (2) 受給者便への対応(地方組織担当)

- 23年3月末までに受け付けたものについて、処理困難なケース(国民年金市区町村照会、本部照会、他県年金事務所照会)を除き、23年12月末までを目途に確認作業を行う。(22年3月末までに受け付けたものについては、処理困難なケースを除き、22年12月末までを目途に確認作業を行う。)

## 10 厚生年金基金記録との突合せ(地方組織・本部担当)

- 厚生年金基金等との連携を図りながら、22年4月からを目途に第1次審査を、22年10月からを目途に第2次審査を開始する。第2次審査については、24年10月末までに厚生年金基金等から適用事業所の人事記録等の調査結果の報告があったものについて、25年3月末までを目途に必要な記録訂正を進める。

※第1次審査

厚生年金基金等から報告を受けた不一致記録について、機構において、マイクロフィルム、紙台帳と一致しているかを審査し、必要なものは記録訂正する。

※第2次審査

第1次審査において、オンライン上のデータが、マイクロフィルム、紙台帳等と一致しているが基金記録と不一致であるものについて、厚生年金基金等が行う適用事業所の人事記録等の調査の結果を踏まえ、記録訂正の対象となるかを判断し、必要なものは記録訂正する。

## 11 紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ

### (1) 国民年金の特殊台帳等とコンピュータ記録の突合せ(地方組織担当)

※国民年金特殊台帳

国民年金の被保険者台帳のうち、特例納付の記録、前納の記録、年度内の一部の期間のみ未納・免除となっている記録等の特殊な納付記録を記載したもの。

- 年金事務所等で実施している2次審査を22年6月末までを目途に終了し、2次審査の結果、補正が必要と判断された記録について、22年9月末までを目途に本人へのお知らせを行う。

(2) 国民年金被保険者名簿、厚生年金被保険者名簿等とコンピュータ記録の突合せ(地方組織担当)

○ 紙台帳検査システムの構築、突合せの拠点の立上げ等の準備を進め、平成22年秋頃までには紙台帳等とコンピュータ記録の突合せを開始し、優先順位を付けた上で、効率的に実施する。平成22年度中には、平成25年度までの4年間で全件照合を完了できる実施体制を整備し、平成23年度までの2年間に集中的に取り組む。

12 再裁定等

(1) 再裁定の進達(地方組織担当)

※再裁定の進達  
年金受給者の受給権発生日以前の被保険者記録を訂正したこと年金の決定を改めて行う必要が生じた場合に、年金裁定に係る関係書類を年金事務所から機構本部に送付すること。

○ 年金事務所における再裁定の申出受付から本部への進達について、平均処理期間を0.5か月とすることを旨とする。

(2) 再裁定の処理(本部担当)

○ 再裁定の処理については、難易度の高い再裁定案件も含め、2.5か月程度(進達期間を合わせて3か月程度)で処理できることを目指す。

(3) 時効特例給付(本部担当)

※時効特例給付  
平成19年に制定された「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律」に基づき、記録の統合等に伴い新たに判明した年金記録の追加により年金額の増加が図られる場合に、既に時効により消滅した5年より前の期間分の年金についてお支払いするもの。

○ 時効特例給付については、時効特例給付の支払いのための期間を22年6月末までに概ね2か月程度とすることを旨とする。

(4) 特別加算金の支給(地方組織・本部担当)

※特別加算金の支給  
平成21年に制定された「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律」に基づき、時効特例給付に一定の加算を行うもの。

○ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律に基づく特別加算金の支給について、円滑かつ迅速な処理に努める。

Ⅲ 環境の整備等

1 自宅や市区町村、郵便局等における年金記録の確認

○ 23年3月末までに、現在のパソコンを使ったインターネットでの年金記録の確認をより使いやすいものにする。また、自宅でパソコンが使えない方であっても市区町村、郵便局等のパソコンを使って、保険料納付状況などを確認できるようにする。  
また、23年度から新たに年金見込額のお知らせもできるよう、システム開発等の準備作業を進める。

○ その上で、年金通帳について、国民の意向に関し調査を行い、検討を進める。

2 相談体制

○ 受給者便の発送に合わせ、問合せ先となる専用ダイヤルのオペレーター一席数を拡充するとともに、必要な研修を実施する。  
○ 受給者便の送付に伴う年金相談の増加に対応するため、年金事務所への社会保険労務士の派遣及び市区町村など身近な場所での年金相談等を拡充する。

○ 「私の履歴整理表」の活用促進等によりきめ細やかな相談対応に努めるとともに、年金相談窓口に行くのに不便な地域住民への配慮や、複雑事例への適切な対応の観点からの方策について検討を行う。

3 関係団体等への協力依頼

○ 受給者、加入者による年金記録の確認に係る情報(受給者便の送付等)や年金を受給できる可能性がある未受給者への対策(合算対象期間、請求手続等)について、市区町村や関係団体の広報誌への掲載、年金委員等を通じての周知等を進める。

4 ねんきん定期便等の未送達分への対応

○ ねんきん定期便や受給者便などが未送達の方に対し、呼びかけの広報を行うとともに、これらの送付状況を踏まえ、23年4月から実施予定の住民基本台帳ネットワークシステムを通じて住所把握の仕組みを活用して、改めて定期便等の送付を行うことを検討する。

## —参考資料—

○年金記録問題への対応の実施計画(工程表)の各項目に係る  
処理状況

## 年金記録問題への対応の実施計画(工程表)の各項目に係る処理状況(22年2月末)

|                                 | 受付件数   | 処理件数   | 処理件数/受付件数 | 残数    |
|---------------------------------|--------|--------|-----------|-------|
| ねんきん特別便                         |        |        |           |       |
| (1)受給者及び事務所来訪加入者(地方組織担当)        | 693万件  | 651万件  | 94%       | 42万件  |
| ①21年3月以前受付け分                    | 599万件  | 581万件  | 97%       | 18万件  |
| ②21年4月以降受付け分                    | 94万件   | 70万件   | 74%       | 24万件  |
| (2)加入者(本部担当)                    | 623万件  | 593万件  | 95%       | 30万件  |
| ①21年3月以前受付け分                    | 587万件  | 568万件  | 97%       | 19万件  |
| ②21年4月以降受付け分                    | 36万件   | 25万件   | 69%       | 11万件  |
| フォローアップ照会                       | 88万件   | 81万件   | 92%       | 6.6万件 |
| 厚生年金等の旧台帳記録(約1466万件)に係る調査(グレー便) | 58万件   | 57万件   | 98%       | 1.3万件 |
| 年金記録の確認のお知らせ(黄色便)               |        |        |           |       |
| (1)受給者及び事務所来訪加入者(地方組織担当)        | 54万件   | 28万件   | 52%       | 26万件  |
| (2)加入者(本部担当)                    | 85万件   | 54万件   | 64%       | 30万件  |
| ねんきん定期便                         |        |        |           |       |
| (1)厚年標準報酬・国年納付記録関係(地方組織担当)      | 71万件   | 31万件   | 44%       | 40万件  |
| (2)厚年・国年期間相違関係(本部担当)            | 57万件   | 17万件   | 30%       | 40万件  |
| 標準報酬等の遡及訂正事案                    |        |        |           |       |
| ・年金事務所段階における記録回復件数(2万件戸別訪問対象事案) | —      | 535件   | —         | —     |
| 受給者等への標準報酬等のお知らせ(受給者便)          | 6.8万件  | 0.7万件  | 10%       | 6.1万件 |
| 国民年金の特殊台帳等とコンピュータ記録の突合せ         |        |        |           |       |
| 2次審査                            | 775万件  | 748万件  | 97%       | 27万件  |
| 本人照会・記録補正                       | 15.4万件 | 13.6万件 | 88%       | 1.8万件 |

|           | 平均処理期間 | 累積処理件数  | 未処理件数  |
|-----------|--------|---------|--------|
| 再裁定等      |        |         |        |
| (1)再裁定の進達 | 0.6か月  | 144.3万件 | 2.2万件  |
| (2)再裁定の処理 | 2.4か月  | 230.5万件 | 12.7万件 |
| (3)時効特例給付 | 2.5か月  | 142.4万件 | 28.1万件 |

※1「ねんきん特別便の受給者及び事務所来訪加入者」(地方組織担当)には、事務所に来訪する一般照会も含まれる。同欄の21年3月以前受付け分の残数(18万件)には、処理促進のため、22年1月に本部から年金事務所に回送した加入者分約6万件が含まれる。

※2「ねんきん特別便の加入者」(本部担当)の件数は、共済等照会分(約123万件)を除く。

※3「年金記録の確認のお知らせ(黄色便)の受給者及び事務所来訪加入者」(地方組織担当)は、平成21年12月末時点。

※4「標準報酬等の遡及訂正事案の年金事務所段階における記録回復件数(2万件戸別訪問対象事案)」は、従業員事案で、「記録が事実と相違あり」かつ「記録訂正の意思あり」との回答があった件数(約1600)から第三者委員会へ送付済みの件数を控除したものが要処理件数となるが、現在精査中。

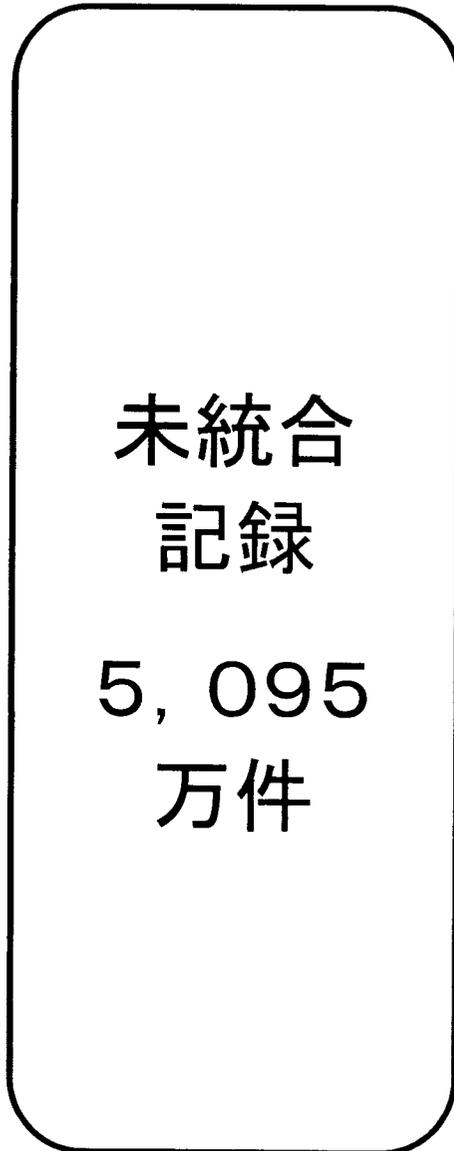
※5「再裁定等」の把握時点は、

・「平均処理期間」、「未処理件数」については、進達は平成22年3月5日時点、処理及び時効特例給付は平成22年1月末時点。

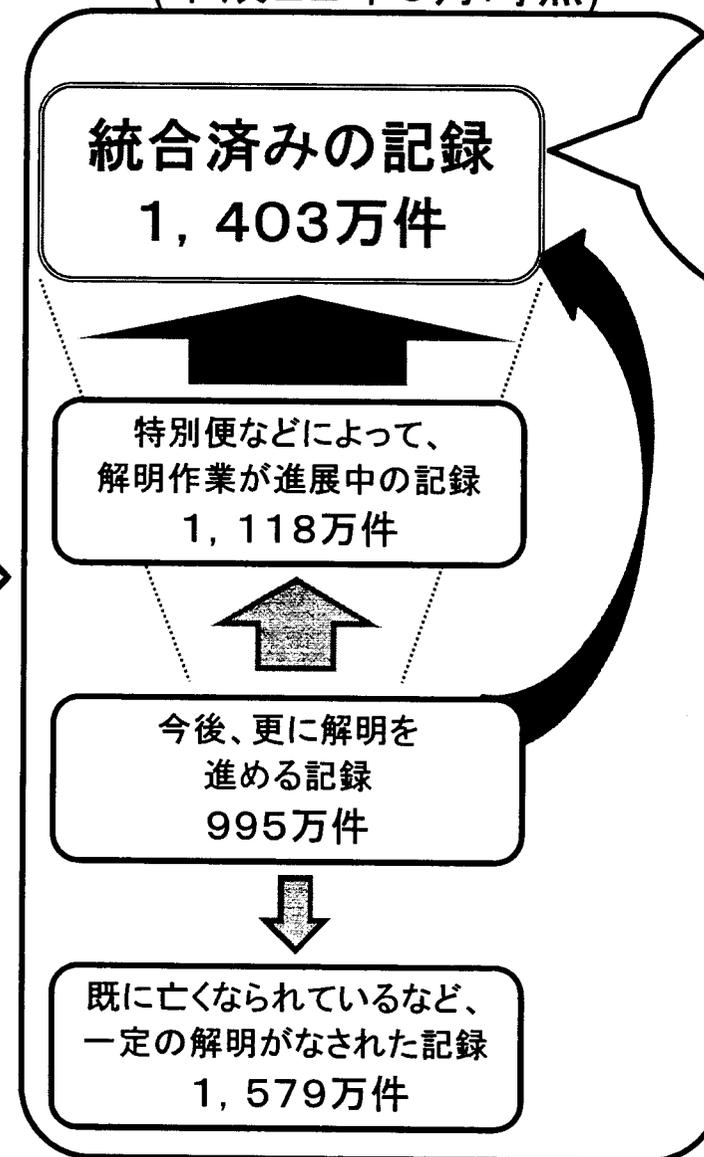
・「累積処理件数」については、進達は20年10月から、処理及び時効特例給付は20年1月から22年1月までの累計。

# 未統合記録5,095万件の解明状況

(平成18年6月時点)



(平成22年3月時点)



平成18年6月に  
5,095万件あった  
未統合記録のうち、  
1,403万件が  
統合済み

## 未統合記録の解明

- 「ねんきん特別便」による記録確認の取組と並行して、未統合記録の内容に応じた様々な方法による解明作業に計画的に取り組む。
- 18年6月に5,095万件あった未統合の記録のうち、既に統合済みの記録は1,403万件に増加、今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録は995万件まで減少。

## 【未統合記録の統合・解明状況について】

| (19年12月)                                |   | (22年3月)  |
|---|---|----------|
| ・基礎年金番号に統合済みの記録<br>310万件                | → | 1403万件   |
| ・その他一定の解明がなされた記録(死亡・脱退手当金受領等)<br>1240万件 | → | 1579万件   |
| ・名寄せにより特別便を送付した記録<br>1100万件             | → | 611万件    |
| ・解明作業が進展中の記録(住基ネット調査、旧姓による調査等)          | → | 507万件    |
| ・今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録<br>2445万件  | → | 995万件    |
| 計 5095万件                                |   | 計 5095万件 |

## 未統合記録の全体像〔平成22年3月〕

- 18年6月からの統合済み件数「4」は、1403万件【19年12月より1093万件増加】（うち「名寄せ特別便」の送付対象「5」は、561万件）
- その他一定の解明がなされた記録「1」～「3」は、1579万件【19年12月より339万件増加】
- 今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録「7」は、995万件【19年12月より1450万件減少】
- 住基ネットの活用等により、507万件の解明作業が進展「6」

| 記録の内容   | 平成19年12月 |        | 平成22年3月 |        | 増減<br>(万件) | 増減の主な要因、備考   |
|---|----------|--------|---------|--------|------------|--|
|   | (万件)     | 割合     | (万件)    | 割合     |            |  |
| <b>1 死亡が判明した者等の記録</b>   | 1,550    | 30.4%  | 2,982   | 58.5%  | 1,432      | ・ 解明作業の進展による増  |
| ① 死亡の届出がされている記録等  | 360      | 7.1%   | 649     | 12.7%  | 289        |  |
| ② 住基ネット調査で「5年以内死亡者」と判明した記録  | 360      | 7.1%   | 403     | 7.9%   | 43         |  |
| ③ 既に死亡している受給者等の記録との突合せで該当した記録   |          |        | 66      | 1.3%   | 66         |  |
| <b>2 脱退手当金の受給等により新たな受給に結びつかないと考えられる記録</b>   | 460      | 9.0%   | 566     | 11.1%  | 106        | ・ 解明作業の進展による増  |
| <b>3 5千万件中、複数の手帳記号番号を保有していると考えられる者の記録（重複分のみ計上）</b>  | 420      | 8.2%   | 364     | 7.1%   | -56        | ・ 記録の統合等の進展による減  |
| <b>4 平成18年6月1日以降基礎年金番号に統合済みの記録</b>  | 310      | 6.1%   | 1,403   | 27.5%  | 1,093      | ・ ねんきん特別便の送付や日々の相談・裁定等を契機として、記録の統合が進んだことによる増                             |
| <b>5 名寄せにより基礎年金番号の記録と結びつく可能性があり、「名寄せ特別便」を送付した記録（「4」計上分を除く）</b>  | 1,100    | 21.6%  | 611     | 12.0%  | -561       | ・ 記録の統合が進んだことによる減  |
| ① 年金受給者との名寄せ  | 300      | 5.9%   | 188     | 3.7%   | -147       | （※名寄せは1172万件が最終結果のため、「増減」欄は1172万件からの減少数）                                 |
| ② 被保険者との名寄せ   | 800      | 15.7%  | 429     | 8.4%   | -417       |  |
| <b>6 解明作業が進展中の記録</b>  |          |        | 507     | 10.0%  | 507        | ・ 解明作業の進展による増  |
| ① 氏名等の補正処理が完了した「漢字カナ変換の使用により名寄せされなかった記録」  |          |        | 78      | 1.5%   | 78         | ・ このうち基礎年金番号の記録と結びつく可能性がある記録等について「記録確認のお知らせ」を送付                          |
| ② 住基ネット調査で「生存者」と判明した記録  |          |        | 312     | 6.1%   | 312        |  |
| ③ 旧姓データを活用した調査により特定された「婚姻等により氏名を変更していると考えられる者の記録」   |          |        | 85      | 1.7%   | 85         |  |
| ④ 払出簿による氏名等の補正後に、基礎年金番号の記録と結びつく可能性がある記録   |          |        | 32      | 0.6%   | 32         |  |
| <b>7 今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録</b><br>・ 死亡していると考えられる者の記録<br>・ 海外居住者<br>・ 届出誤り（誤った氏名・生年月日）により収録された記録 等 | 2,445    | 48.0%  | 995     | 19.5%  | -1,450     | ・ 解明作業及び記録の統合が進んだことによる減<br>・ 各種解明作業を行うとともに、一定の時点において開示等により解明・統合を進めることを検討 |
| <b>計</b>  | 5,095    | 100.0% | 5,095   | 100.0% |            |  |

○ 「平成19年12月」は、平成19年9月14日時点のデータ（ただし、統合済み記録数は11月9日時点、名寄せ件数は12月11日時点）をベースに作成

○ 「平成22年3月」は、平成22年3月5日時点のデータをベースに作成

## 名寄せ特別便に係る協力市区町村の記録調査の実施状況(平成22年2月28日現在)

名寄せ特別便のうち、「訂正なし」・「未回答」の年金受給者の方を対象にフォローアップを行っているが、年金事務所ではご本人に接触できない方について、市区町村へ協力を求め、その方の電話番号や住所の把握、可能な場合には記録の調査をお願いしている。

### 協力状況について

|                              |            |
|------------------------------|------------|
| 協力するとの回答が得られている市区町村数         | 1,418 市区町村 |
| 調査実施中の市区町村数                  | 1,212 市区町村 |
| 調査実績として報告の提出があった市区町村数        | 833 市区町村   |
| ① ご本人への記録調査を行っていただいた市区町村数(※) | 191 市区町村   |
| ② 電話番号などの情報提供をいただいた市区町村数(※)  | 651 市区町村   |
| 検討中の市区町村数                    | 110 市区町村   |
| 協力困難との回答が得られた市区町村数           | 15 市区町村    |

※ 上記①、②については、両方に該当する市区町村がある。

## 実績報告の提出があった市区町村の実績

○ 市区町村における調査（国民健康保険・介護保険等の情報との突合せ）の結果、調査対象29,555人のうち、18,666人（①+④）の電話番号や住所等が把握され、市区町村および年金事務所における確認の結果、3,461人（②+⑤）について、記録がご本人のものであることが確認された。

○ また、これらの方のうち、申し出をいただき記録の訂正が行われた方は1,325人（③+⑥）であり、当該記録訂正による年金額の増加額の合計は約6,627万円である。

### ○ ご本人への記録確認を行っていただいた市区町村（191ヶ所）

|   |               |
|---|---------------|
| 1. 市区町村において電話番号・住所が把握できたもの                      | 4,920 (61.3%) |
| 2. 市区町村において電話番号・住所が判明しなかったもの<br>(死亡、住所登録なし等を含む) | 3,105(38.7%)  |
| 合 計   | 8,025         |

|                        |              |
|------------------------|--------------|
| 1. 本人の記録であることが確認できた    | 2,646(53.8%) |
| 2. 本人の記録ではなかった         | 1,144(23.3%) |
| 3. 既に年金事務所等へ訂正ありとして届出済 | 331( 6.7%)   |
| 4. その他(不在、居所不明、回答拒否等)  | 799(16.2%)   |

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 1. 記録訂正に至った人数     | 825     |
| 2. 記録訂正による年金額の増加額 | 4,275万円 |

### ○ 電話番号などの情報提供を行っていただいた市区町村（651ヶ所）

|   |                |
|---|----------------|
| 1. 市区町村において電話番号・住所が把握できたもの                  | 13,746 (63.8%) |
| 2. 市区町村において電話番号・住所が判明しなかったもの(死亡、住所登録なし等を含む) | 7,784(36.2%)   |
| 合 計   | 21,530         |

提供いただいた情報による年金事務所での調査の結果

|                  |           |
|------------------|-----------|
| 本人の記録であることが確認できた | 815(5.9%) |
|------------------|-----------|

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 1. 記録訂正に至った人数     | 500     |
| 2. 記録訂正による年金額の増加額 | 2,352万円 |

## 脱退手当金事案に関する新たな回復基準案について

(考えられる回復基準案)

- 下記のいずれかの場合に、脱退手当金を受給していなかったものと認定する。
  - ① 次のすべてに該当する場合
    - a) 脱退手当金の支給日より前に脱退手当金の計算の基礎とされていない厚生年金被保険者期間（以下「脱退手当金未支給期間」という。）がある。
    - b) 脱退手当金未支給期間と、当該脱退手当金の計算の基礎とされている期間が、支給決定当時、同じ記号番号で管理されていた。
  - ② 次のすべてに該当する場合
    - a) 脱退手当金の支給日より前に脱退手当金未支給期間がある。
    - b) 脱退手当金未支給期間と、当該脱退手当金の計算の基礎とされている期間が、支給決定当時、異なる記号番号で管理されていた。
    - c) 当該脱退手当金の支給日以後1年以内に、厚生年金保険若しくは共済組合に加入している、又は国民年金に加入し国民年金保険料の未納がない。
    - d) 当該脱退手当金の支給日が昭和36年11月1日以後である。
- ただし、以下の場合には、上記の対象外とする。
  - ・ 年金事務所において、脱退手当金が支給されたことを窺わせる書類等が確認できる場合。
  - ・ 本人が一部の期間について脱退手当金の受給を認めている場合。
  - ・ 当該脱退手当金の支給日の前後1か月以内において、氏名変更の処理又は厚生年金保険の記号番号の重複取消処理が行われている場合。
  - ・ 脱退手当金の支給記録が複数回ある場合。

## I 考え方

- 上記の案に該当するものについて、第三者委員会において概ねあっせんされていることが確認されることを前提に、第三者委員会の審議を経ず、年金事務所段階において記録回復を行う。

## II 留意点

- 第三者委員会における5%抽出のサンプル調査によれば、上記①及び②の基準案に該当する事案についての第三者委員会のあっせん率は、いずれも100%。  
(サンプル数はそれぞれ10件、26件)
- 第三者委員会において既に「訂正不要(非あっせん)」と判断された事案について、再度の申立てがあった場合には、社会保険事務所段階での記録訂正の対象とせず、第三者委員会に再送付することとするか。

## III 関連データ

### 別紙参照

〔平成21年8月末までに第三者委員会で処理を終えた事案(申立期間の一部についてあっせんされたものを除く。)のうち、その約5%を抽出して第三者委員会で分析された結果。〕

|                               |                    | 同一番号事案<br>(1) |       |        | 別番号事案<br>(2) |       |        | (1)と(2)の重複事案<br>(3) |       |    | まだら全体<br>(1)+(2)-(3) |        |        |
|-------------------------------|--------------------|---------------|-------|--------|--------------|-------|--------|---------------------|-------|----|----------------------|--------|--------|
|                               |                    | あっせん          | 非あっせん | 小計     | あっせん         | 非あっせん | 小計     | あっせん                | 非あっせん | 合計 | あっせん計                | 非あっせん計 | 合計     |
| ①まだら事案数                       |                    | 7             | 3     | 10     | 9            | 17    | 26     | 1                   | 0     | 1  | 15                   | 20     | 35     |
| 要件該当数                         | ア 支給後1年以内の公的年金加入無し | -             | -     | 0      | 3            | 14    | 17     |                     |       |    | 3                    | 14     | 17     |
|                               | イ 支給をうかがわせる事情有り    | 0             | 4     | 4      | 2            | 12    | 14     |                     |       |    | 2                    | 16     | 18     |
|                               | a.支給をうかがわせる資料有り    | 0             | 1     | 1      | 1            | 9     | 10     |                     |       |    | 1                    | 10     | 11     |
|                               | b.受給に係る供述有り        | 0             | 2     | 2      | 0            | 0     | 0      |                     |       |    | 0                    | 2      | 2      |
|                               | c.支給時期に氏名変更等の処理有り  | 0             | 1     | 1      | 0            | 3     | 3      |                     |       |    | 0                    | 4      | 4      |
|                               | d.他にも一時金支給記録有り     | 0             | 0     | 0      | 1            | 0     | 1      |                     |       |    | 1                    | 0      | 1      |
|                               | ウ S36.11前支給        | -             | -     | 0      | 2            | 3     | 5      |                     |       |    | 2                    | 3      | 5      |
|                               | ②合計(ア～ウの重複削除後)     | 0             | 3     | 3      | 4            | 17    | 21     | 0                   | 0     | 0  | 4                    | 20     | 24     |
| 訂正可能数                         | ③事案数(①-②)          | 7             | 0     | 7      | 5            | 0     | 5      | 1                   | 0     | 1  | 11                   | 0      | 11     |
|                               | ④対まだら事案数(③/①)      | 100.0%        | 0.0%  | 70.0%  | 55.6%        | 0.0%  | 19.2%  |                     |       |    | 73.3%                | 0.0%   | 31.4%  |
| ⑤訂正可能に対するあっせん事案の割合<br>(あっせん率) |                    | -             | -     | 100.0% | -            | -     | 100.0% |                     |       |    | -                    | -      | 100.0% |

平成 22 年 3 月 29 日

脱退手当金の支給日前に脱退手当金の計算の基礎とされていない被保険者期間がある記録にかかるサンプル調査の実施状況について（中間集計）

## I. 調査の趣旨等

（→ 別紙 1、2 参照）

## II. 本人調査の実施状況

- 調査対象者数： 2,000 人（受給者 1,500 人、受給者以外 500 人）  
 うち 2 月末までに調査実施： 1,538 人（受給者 1,159 人、受給者以外 379 人）

（注）受給者・受給者以外の別は、平成 20 年 12 月現在の基礎年金番号ファイルの状況による。

### 1. 2 月末までに調査を実施した上記 1,538 人の状況

\*（ ）内は、上記 1,538 人に対する割合

- |   |                |
|---|----------------|
| ① 面談調査を行うことができた                               | 1,050 人（68.3%） |
| ② 調査対象者が死亡                                    | 26 人（1.7%）     |
| ③ 調査対象者の住所が不明                                 | 62 人（4.0%）     |
| ④ 調査対象者の入院などにより面談が困難                          | 87 人（5.7%）     |
| ⑤ 戸別訪問を繰り返し試みたが、調査対象者が不在                      | 166 人（10.8%）   |
| ⑥ 調査に応じていただけなかった                              | 106 人（6.9%）    |
| ⑦ 脱退手当金の支給が取り消され、脱退手当金の支給対象期間が支給対象外期間に訂正されていた | 14 人（0.9%）     |
| ⑧ 脱退手当金の支給日前の厚生年金加入期間がすべて脱退手当金支給対象期間となっていた    | 27 人（1.8%）     |

（注）上記⑦及び⑧のケースは、調査対象者を抽出した際のデータとのタイムラグにより生じたもの。

### 2. 面談調査を行うことができた上記 1,050 人の調査結果

\*（ ）内は、上記 1,050 人に対する割合

#### （1）実際に脱退手当金の支給を受けたか

- |             |              |
|-------------|--------------|
| ① 支給を受けた    | 723 人（68.9%） |
| ② 支給を受けていない | 113 人（10.8%） |
| ③ 覚えていない    | 214 人（20.4%） |

（注）上記①には「たぶん支給を受けたと思う」との回答があったケースを含み、上記②には「たぶん支給を受けていないと思う」との回答があったケースを含む。

(2) 上記(1)の回答が①(支給を受けた)であった方(723人)の状況

ア. どのように脱退手当金の支給を受けたか

- |                   |              |
|-------------------|--------------|
| ① 自分で請求して直接支給を受けた | 338人 (32.2%) |
| ② 事業所を通じて支給を受けた   | 259人 (24.7%) |
| ③ 覚えていない          | 126人 (12.0%) |

(注) 上記①には「たぶん自分で請求して直接支給を受けたと思う」との回答があったケースを含み、上記②には「たぶん事業所を通じて支給を受けたと思う」との回答があったケースを含む。

イ. 上記ア.の回答が②(事業所を通じて支給を受けた)であった方が、脱退手当金の請求や受取りについて委任状を書いたか

- |              |              |
|--------------|--------------|
| ① 委任状を書いた    | 17人 (1.6%)   |
| ② 委任状は書いていない | 85人 (8.1%)   |
| ③ 覚えていない     | 157人 (14.9%) |

(注) 上記①には「たぶん委任状を書いたと思う」との回答があったケースを含み、上記②には「たぶん委任状は書いていないと思う」との回答があったケースを含む。

ウ. 脱退手当金の支給日前に脱退手当金の支給対象外となっている加入期間がある理由や経緯について心当たりがあるか

- |      |              |
|------|--------------|
| ① ある | 260人 (24.8%) |
|------|--------------|

\* 主な回答

- ・ 支給対象外期間について、加入していたことを知らなかった(加入していたかどうか覚えていなかった)。
- ・ アルバイトやパートであったこと、短期間の勤務であったことから加入していたと思っていなかった。
- ・ 被保険者証を持っていなかったため、再就職の際に新たな番号で加入したなど、別の番号で加入していた。
- ・ 再就職の際、会社に前の加入歴(番号)を伝えなかった。
- ・ 脱退手当金の手続きを会社が行ったため、担当者は支給対象外期間のことが分からなかった(と思う)。
- ・ 支給対象外期間については年金請求手続きや年金相談の際など後から判明した。
- ・ 全ての加入期間を含めて支給されるという制度を知らなかった。

- |      |              |
|------|--------------|
| ② ない | 463人 (44.1%) |
|------|--------------|

エ. 心当たりがある場合、手がかりとなるような資料を持っているか

① 持っている 9人 (0.9%)

\* 持っている資料として提示のあったもの

- ・ 厚生年金保険被保険者証
- ・ 年金手帳
- ・ 脱退手当金支給決定通知書
- ・ 厚生年金被保険者期間回答書 (旧姓での被保険者期間の照会への回答)

② 持っていない 714人 (68.0%)

(3) 上記(1)の回答が②(支給を受けていない)であった方(113人)の状況

ア. 退職時に、事業所から退職金などの一時金の支給を受けたか

① 支給を受けた 24人 (2.3%)

② 支給を受けていない 69人 (6.6%)

③ 覚えていない 20人 (1.9%)

(注) 上記①には「たぶん支給を受けたと思う」との回答があったケースを含み、上記②には「たぶん支給を受けていないと思う」との回答があったケースを含む。

イ. 脱退手当金以外の社会保険の給付(傷病手当金、出産育児一時金など)について、事業所を通じて受け取ったことがあるか

① 事業所を通じて受け取ったことがなかった 90人 (8.6%)

② 事業所を通じて受け取ったことがある 2人 (0.2%)

③ 覚えていない 21人 (2.0%)

(注) 上記①には「たぶん事業所を通じて受け取ったことはなかったと思う」との回答があったケースを含み、上記②には「たぶん事業所を通じて受け取ったことがあると思う」との回答があったケースを含む。

ウ. 上記イ.の回答が②(事業所を通じて受け取ったことがある)であった方が、当該給付の請求や受取りについて委任状を書いたか

① 委任状を書いた 0人 (0.0%)

② 委任状は書いていない 2人 (0.2%)

③ 覚えていない 0人 (0.0%)

(注) 上記①には「たぶん委任状を書いたと思う」との回答があったケースを含み、上記②には「たぶん委任状は書いていないと思う」との回答があったケースを含む。

エ. 当時の事情を確認する手がかりとなるような資料を持っているか

① 持っている 1人 (0.1%)

\* 持っている資料として提示のあったもの

- ・ 厚生年金保険被保険者証 (脱表示あり)

② 持っていない 112人 (10.7%)

オ. 記録回復の申立てを行うか

- |            |            |
|------------|------------|
| ① 行う       | 59人 (5.6%) |
| ② 行わない     | 28人 (2.7%) |
| ③ 考えさせてほしい | 26人 (2.5%) |

## 脱退手当金の支給日前に脱退手当金の計算の基礎とされていない 被保険者期間がある記録に係るサンプル調査について

### 1. 調査の趣旨

脱退手当金の支給日より前に脱退手当金の計算の基礎とされていない厚生年金被保険者期間がある記録（以下「該当記録」という。）について、一定のサンプルを抽出し、本人への聞き取り調査や事業所への調査を行うことにより、実際に脱退手当金が支払われていたかどうかや当時の経緯等について確認を行う。

### 2. 調査方法

#### (1) 調査対象

- 該当記録（約19万件（別紙2参照））から、2,000件（受給者15,000件、受給者以外500件）のサンプルを抽出。（死亡が確認されている者の記録を除く。）

#### (2) 調査方法

##### ① 本人調査（本人居住地管轄年金事務所において実施）

- ・ 年金事務所職員が、本人の自宅等を訪問して聞き取り調査を行う。
- ・ 聞き取り調査における主な質問事項は以下のとおり。

ア 実際に脱退手当金の支給を受けたかどうか

イ 上記アで、脱退手当金の支給を受けたとの回答の場合

→ 脱退手当金対象外の被保険者期間が残った原因についての手がかかりとなるような情報について（当該脱退手当金請求時の経緯など）

ウ 上記アで、脱退手当金の支給を受けていないとの回答の場合

→ そのような記録となった原因についての手がかかりとなるような情報について（退職金の受給状況、当時の事情を知っている可能性のある事業所関係者の情報、被保険者証等の関係資料の有無など）

- ・ 本人調査の結果は、各年金事務所から機構本部に報告させる。

##### ② 事業所調査（事業所管轄年金事務所において実施）

- ・ 本人調査において、脱退手当金の支給を受けていないとの回答の場合であって、(ア) 事業所が現存している場合、又は (イ) 事業所は現存していないが、本人から当時の事情を知っている可能性がある事業所関係者の情報が聴取できた場合においては、事業所に対して調査を実施。
- ・ 当該調査においては、当該事業所において脱退手当金の代理請求を行っていたかなど、当時の事情について事業所関係者から聴取するとともに、関係資料が残されていないかについて調査を行う。

## 脱退手当金の支給日前に脱退手当金の計算の基礎とされていない被保険者期間がある記録の抽出について

### 1. 抽出作業の趣旨

- 本来、脱退手当金を支給する際には、支給日より前のすべての厚生年金被保険者期間を計算の基礎とすることとされている。
- しかしながら、支給日より前の被保険者期間の一部が脱退手当金の計算の基礎とされていない事例があることが指摘されているところ。
- 今回、こうした事例の実態調査を行うための基礎データを得るため、厚生年金被保険者記録から当該事例に該当する記録を抽出する作業を行った。

### 2. 抽出方法

- オンライン上の厚生年金被保険者記録(注)から、脱退手当金の計算の基礎とされていない被保険者期間が脱退手当金の支給日より前にある記録(以下「該当記録」という。)を抽出。

(注) 作業期間の短縮のため、旧社会保険庁においてオンライン上の被保険者記録等を解析サーバに取り込んだデータ(平成20年5月時点のもの)を使用。

### 3. 抽出結果

- 該当記録の件数 : 191,699件  
     〔 うち、男性 10,901件  
         女性 180,798件 〕

年金受給状況別・男女別内訳

(単位：件)

|       | 男 性    | 女 性     | 計       |
|-------|--------|---------|---------|
| 受給者   | 1,020  | 135,785 | 136,805 |
| 受給者以外 | 9,100  | 37,325  | 46,425  |
| 死亡者   | 781    | 7,688   | 8,469   |
| 合 計   | 10,901 | 180,798 | 191,699 |

※ 受給状況・死亡状況は、平成20年12月現在の基礎年金番号ファイルの状況を反映。

(参考) 脱退手当金の裁定総件数(昭和21年度～平成19年度)：644万件

## 厚生年金保険脱退手当金の受給要件の変遷について

| 期 間           | 男 子   | 女 子   |
|---------------|---|---|
| 昭和17年<br>6月～  | ○被保険者期間3年以上20年未満(年齢制限なし)<br>①死亡したとき<br>②資格喪失後さらに被保険者となることなく、1年を経過したとき   | 同左  |
| 昭和19年<br>10月～ | ○被保険者期間3年以上20年未満(年齢制限なし)<br>①業務外の事由により死亡したとき<br>②資格喪失後さらに被保険者となることなく、1年を経過したとき<br>○上記のほか、被保険者期間6か月以上3年未満(年齢制限なし)<br>①業務外の事由により死亡したとき<br>②陸海軍に徴集又は召集により資格喪失したとき<br>③50歳を超えてが初めて被保険者となったものが資格喪失したとき<br>④徴用解除により資格喪失したとき<br>⑤国民動員実施計画により集団移入した半島人労務者が契約期間満了により資格喪失したとき<br>⑥政府が厚生年金保険法の適用事業所の全部又は一部を買収したため、一定の共済組合の組合員になったことにより資格喪失したとき<br>⑦教派、宗派及び教団の教師僧侶で勤労働員された者が資格喪失したとき<br>⑧志願により兵籍に編入されたことにより資格喪失したとき<br>⑨戦争終結による事業所の廃止、休止または縮小により資格喪失したとき<br>⑩法改正に伴い年少者の坑内就業及び深夜業禁止により資格喪失したとき<br>⑪軍需補償打切による事業所の廃止、休止又は縮小により資格喪失したとき | 左記に加え、<br>○被保険者期間6か月以上3年未満(年齢制限なし)<br>①婚姻のため資格喪失したとき<br>②女子勤労挺身隊員が資格喪失したとき<br>③法改正に伴い婦女子の坑内就業及び深夜業禁止により資格喪失したとき |
| 昭和22年<br>9月～  | ○被保険者期間6か月以上20年未満が資格喪失したとき(年齢制限なし)  | 同左  |
| 昭和23年<br>8月～  | ○被保険者期間5年以上20年未満<br>①死亡したとき(年齢制限なし)<br>②資格喪失後50歳を超えた時又は50歳を超えて資格喪失したとき<br>○被保険者期間6か月以上20年未満の者が死亡により資格喪失したとき(年齢制限なし)   | 左記に加え、<br>○被保険者期間6か月以上20年未満の者が婚姻又は、分娩のため資格喪失したとき(年齢制限なし)  |
| 昭和29年<br>5月～  | ○被保険者期間5年以上<br>○55歳到達後に資格喪失又は資格喪失後に被保険者となることなく55歳到達   | ○被保険者期間2年以上の者が資格喪失したとき(年齢制限なし)  |
| 昭和36年<br>11月～ | ○被保険者期間5年以上<br>○60歳到達後に資格喪失又は資格喪失後に被保険者となることなく60歳到達   | 同左<br><br>(昭和40年6月～昭和53年5月)<br>○被保険者期間2年以上の者が昭和53年5月末までに資格喪失したとき  |
| 昭和61年<br>4月～  | ○60歳到達後に資格喪失又は資格喪失後に被保険者となることなく60歳到達<br>○被保険者期間5年以上<br>○昭和16年4月1日以前に生まれた方   | 同左  |

(参考1)オンライン記録上の脱退手当金の支給日の時期別(中間集計)

| 質問事項                            | 昭和29年4月以前<br>(26人) | 昭和29年5月<br>～昭和36年10月<br>(128人) | 昭和36年11月<br>～昭和40年5月<br>(172人) | 昭和40年6月<br>～昭和53年5月<br>(709人) | 昭和53年6月<br>～昭和61年3月<br>(3人) | 昭和61年4月以降<br>(12人) | 合計<br>(1,050人) |
|---------------------------------|--------------------|--------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|-----------------------------|--------------------|----------------|
| 1)実際に脱手の支給を受けたか                 |                    |                                |                                |                               |                             |                    |                |
| 受けた                             | 11人(42.3%)         | 70人(54.7%)                     | 105人(61.0%)                    | 523人(73.8%)                   | 3人(100%)                    | 11人(91.7%)         | 723人(68.9%)    |
| 受けていない                          | 3人(11.5%)          | 23人(18.0%)                     | 24人(14.0%)                     | 62人(8.7%)                     | 0人(0.0%)                    | 1人(8.3%)           | 113人(10.8%)    |
| 覚えていない                          | 12人(46.2%)         | 35人(27.3%)                     | 43人(25.0%)                     | 124人(17.5%)                   | 0人(0.0%)                    | 0人(0.0%)           | 214人(20.4%)    |
| 2)上記(1)の回答が①であった方の状況            |                    |                                |                                |                               |                             |                    |                |
| . どのように脱手の給を受けたか                |                    |                                |                                |                               |                             |                    |                |
| . 自分で請求                         | 1人(3.8%)           | 23人(18.0%)                     | 34人(19.8%)                     | 266人(37.5%)                   | 3人(100%)                    | 11人(91.7%)         | 338人(32.2%)    |
| . 事業所を通じて                       | 8人(30.8%)          | 36人(28.1%)                     | 50人(29.1%)                     | 165人(23.3%)                   | 0人(0.0%)                    | 0人(0.0%)           | 259人(24.7%)    |
| . 覚えていない                        | 2人(7.7%)           | 11人(8.6%)                      | 21人(12.2%)                     | 92人(13.0%)                    | 0人(0.0%)                    | 0人(0.0%)           | 126人(12.0%)    |
| . 上記ア.の回答が②であった方が、委任状を書いたか      |                    |                                |                                |                               |                             |                    |                |
| . 書いた                           | 0人(0.0%)           | 1人(0.8%)                       | 3人(1.7%)                       | 13人(1.8%)                     | 0人(0.0%)                    | -                  | 17人(1.6%)      |
| . 書いていない                        | 2人(7.7%)           | 14人(10.9%)                     | 17人(9.9%)                      | 52人(7.3%)                     | 0人(0.0%)                    | -                  | 85人(8.1%)      |
| . 覚えていない                        | 6人(23.1%)          | 21人(16.4%)                     | 30人(17.4%)                     | 100人(14.1%)                   | 0人(0.0%)                    | -                  | 157人(14.9%)    |
| . 理由や経緯に心当たりがあるか                |                    |                                |                                |                               |                             |                    |                |
| . ある                            | 2人(7.7%)           | 20人(15.6%)                     | 31人(18.0%)                     | 186人(26.2%)                   | 3人(100%)                    | 5人(41.7%)          | 260人(24.8%)    |
| . ない                            | 9人(34.6%)          | 50人(39.1%)                     | 74人(43.0%)                     | 337人(47.5%)                   | 0人(0.0%)                    | 6人(50.0%)          | 463人(44.1%)    |
| . 心当たりがある場合、資料を持っている            |                    |                                |                                |                               |                             |                    |                |
| . 持っている                         | 0人(0.0%)           | 0人(0.0%)                       | 2人(1.2%)                       | 7人(1.0%)                      | 0人(0.0%)                    | 0人(0.0%)           | 9人(0.9%)       |
| . 持っていない                        | 11人(42.3%)         | 70人(54.7%)                     | 103人(59.9%)                    | 516人(72.8%)                   | 3人(100%)                    | 11人(91.7%)         | 714人(68.0%)    |
| 3)上記(1)の回答が②であった方の状況            |                    |                                |                                |                               |                             |                    |                |
| . 退職時に退職金等支給を受けたか               |                    |                                |                                |                               |                             |                    |                |
| . 受けた                           | 0人(0.0%)           | 4人(3.1%)                       | 8人(4.7%)                       | 14人(2.0%)                     | 0人(0.0%)                    | 0人(0.0%)           | 24人(2.3%)      |
| . 受けていない                        | 3人(11.5%)          | 16人(12.5%)                     | 10人(5.8%)                      | 39人(5.5%)                     | 0人(0.0%)                    | 0人(0.0%)           | 69人(6.6%)      |
| . 覚えていない                        | 0人(0.0%)           | 3人(2.3%)                       | 6人(3.5%)                       | 9人(1.3%)                      | 0人(0.0%)                    | 1人(8.3%)           | 20人(1.9%)      |
| . 脱手以外の社会保険給付を事業所を通じ受け取ったことがあるか |                    |                                |                                |                               |                             |                    |                |
| . ない                            | 3人(11.5%)          | 21人(16.4%)                     | 15人(8.7%)                      | 51人(7.2%)                     | 0人(0.0%)                    | 0人(0.0%)           | 90人(8.6%)      |
| . ある                            | 0人(0.0%)           | 1人(0.8%)                       | 0人(0.0%)                       | 1人(0.1%)                      | 0人(0.0%)                    | 0人(0.0%)           | 2人(0.2%)       |
| . 覚えていない                        | 0人(0.0%)           | 1人(0.8%)                       | 9人(5.2%)                       | 10人(1.4%)                     | 0人(0.0%)                    | 1人(8.3%)           | 21人(2.0%)      |
| . 上記イの回答が②であった方が、委任状を書いたか       |                    |                                |                                |                               |                             |                    |                |
| . 書いた                           | -                  | 0人(0.0%)                       | 0人(0.0%)                       | 0人(0.0%)                      | 0人(0.0%)                    | -                  | 0人(0.0%)       |
| . 書いていない                        | -                  | 1人(0.8%)                       | 0人(0.0%)                       | 1人(0.1%)                      | 0人(0.0%)                    | -                  | 2人(0.2%)       |
| . 覚えていない                        | -                  | 0人(0.0%)                       | 0人(0.0%)                       | 0人(0.0%)                      | 0人(0.0%)                    | -                  | 0人(0.0%)       |
| . 資料を持っているか                     |                    |                                |                                |                               |                             |                    |                |
| . 持っている                         | 0人(0.0%)           | 0人(0.0%)                       | 1人(0.6%)                       | 2人(0.3%)                      | 0人(0.0%)                    | 0人(0.0%)           | 1人(0.1%)       |
| . 持っていない                        | 3人(11.5%)          | 23人(18.0%)                     | 23人(13.4%)                     | 60人(8.5%)                     | 0人(0.0%)                    | 1人(8.3%)           | 112人(10.7%)    |
| . 記録回復の申立てを行うか                  |                    |                                |                                |                               |                             |                    |                |
| . 行う                            | 1人(3.8%)           | 9人(7.0%)                       | 13人(7.6%)                      | 36人(5.1%)                     | 0人(0.0%)                    | 0人(0.0%)           | 59人(5.6%)      |
| . 行わない                          | 2人(7.7%)           | 7人(5.5%)                       | 4人(2.3%)                       | 16人(2.3%)                     | 0人(0.0%)                    | 0人(0.0%)           | 28人(2.7%)      |
| . 考えさせてほしい                      | 0人(0.0%)           | 7人(5.5%)                       | 7人(4.1%)                       | 10人(1.4%)                     | 0人(0.0%)                    | 1人(8.3%)           | 26人(2.5%)      |

## (参 考 2)受給者・受給者以外別(中間集計)

| 質問事項                              | 受給者<br>(828人) | 受給者以外<br>(222人) | 合 計<br>(1,050人) |
|-----------------------------------|---------------|-----------------|-----------------|
| (1)実際に脱手の支給を受けたか                  |               |                 |                 |
| ①受けた                              | 562人(67.9%)   | 161人(72.5%)     | 723人(68.9%)     |
| ②受けていない                           | 88人(10.6%)    | 25人(11.3%)      | 113人(10.8%)     |
| ③覚えていない                           | 178人(21.5%)   | 36人(16.2%)      | 214人(20.4%)     |
| (2)上記(1)の回答が①であった方の状況             |               |                 |                 |
| ア. どのように脱手の支給を受けたか                |               |                 |                 |
| ①自分で請求                            | 252人(30.4%)   | 86人(38.7%)      | 338人(32.2%)     |
| ②事業所を通じて                          | 217人(26.2%)   | 42人(18.9%)      | 259人(24.7%)     |
| ③覚えていない                           | 93人(11.2%)    | 33人(14.9%)      | 126人(12.0%)     |
| イ. 上記ア. の回答が②であった方が、委任状を書いたか      |               |                 |                 |
| ①書いた                              | 13人(1.6%)     | 4人(1.8%)        | 17人(1.6%)       |
| ②書いていない                           | 76人(9.2%)     | 9人(4.1%)        | 85人(8.1%)       |
| ③覚えていない                           | 6人(0.7%)      | 29人(13.1%)      | 157人(14.9%)     |
| ウ. 理由や経緯に心当たりがあるか                 |               |                 |                 |
| ①ある                               | 197人(23.8%)   | 63人(28.4%)      | 260人(24.8%)     |
| ②ない                               | 365人(44.1%)   | 98人(44.1%)      | 463人(44.1%)     |
| エ. 心当たりがある場合、資料を持っている             |               |                 |                 |
| ①持っている                            | 9人(1.1%)      | 0人(0.0%)        | 9人(0.9%)        |
| ②持っていない                           | 553人(66.8%)   | 161人(72.5%)     | 714人(68.0%)     |
| (3)上記(1)の回答が②であった方の状況             |               |                 |                 |
| ア. 退職時に退職金等の支給を受けたか               |               |                 |                 |
| ①受けた                              | 17人(2.1%)     | 7人(3.2%)        | 24人(2.3%)       |
| ②受けていない                           | 55人(6.6%)     | 14人(6.3%)       | 69人(6.6%)       |
| ③覚えていない                           | 16人(1.9%)     | 4人(1.8%)        | 20人(1.9%)       |
| イ. 脱手以外の社会保険給付を事業所を通じて受け取ったことがあるか |               |                 |                 |
| ①ない                               | 71人(8.6%)     | 19人(8.6%)       | 90人(8.6%)       |
| ②ある                               | 1人(0.1%)      | 1人(0.5%)        | 2人(0.2%)        |
| ③覚えていない                           | 16人(1.9%)     | 5人(2.3%)        | 21人(2.0%)       |
| ウ. 上記イ. の回答が②であった方が、委任状を書いたか      |               |                 |                 |
| ①書いた                              | 0人(0.0%)      | 0人(0.0%)        | 0人(0.0%)        |
| ②書いていない                           | 1人(0.1%)      | 1人(0.5%)        | 2人(0.2%)        |
| ③覚えていない                           | 0人(0.0%)      | 0人(0.0%)        | 0人(0.0%)        |
| エ. 資料を持っているか                      |               |                 |                 |
| ①持っている                            | 0人(0.0%)      | 1人(0.5%)        | 1人(0.1%)        |
| ②持っていない                           | 88人(10.6%)    | 24人(10.8%)      | 112人(10.7%)     |
| オ. 記録回復の申立てを行うか                   |               |                 |                 |
| ①行う                               | 44人(5.3%)     | 15人(6.8%)       | 59人(5.6%)       |
| ②行わない                             | 23人(2.8%)     | 5人(2.3%)        | 28人(2.7%)       |
| ③考えさせてほしい                         | 21人(2.5%)     | 7人(3.2%)        | 26人(2.5%)       |

(注)受給者・受給者以外の別は、平成20年12月現在の基礎年金番号ファイルの状況による。

(参考 3)男女別(中間集計)

| 質問事項                              | 男性<br>(10人) | 女性<br>(1040人) | 合計<br>(1,050人) |
|-----------------------------------|-------------|---------------|----------------|
| (1)実際に脱手の支給を受けたか                  |             |               |                |
| ①受けた                              | 6人(60.0%)   | 717人(68.9%)   | 723人(68.9%)    |
| ②受けていない                           | 0人(0.0%)    | 113人(10.9%)   | 113人(10.8%)    |
| ③覚えていない                           | 4人(40.0%)   | 210人(20.2%)   | 214人(20.4%)    |
| (2)上記(1)の回答が①であった方の状況             |             |               |                |
| ア. どのように脱手の支給を受けたか                |             |               |                |
| ①自分で請求                            | 5人(50.0%)   | 333人(32.0%)   | 338人(32.2%)    |
| ②事業所を通じて                          | 1人(10.0%)   | 258人(24.8%)   | 259人(24.7%)    |
| ③覚えていない                           | 0人(0.0%)    | 126人(12.1%)   | 126人(12.0%)    |
| イ. 上記ア.の回答が②であった方が、委任状を書いたか       |             |               |                |
| ①書いた                              | 0人(0.0%)    | 17人(1.6%)     | 17人(1.6%)      |
| ②書いていない                           | 0人(0.0%)    | 85人(8.2%)     | 85人(8.1%)      |
| ③覚えていない                           | 1人(10.0%)   | 156人(15.0%)   | 157人(14.9%)    |
| ウ. 理由や経緯に心当たりがあるか                 |             |               |                |
| ①ある                               | 3人(30.0%)   | 257人(24.7%)   | 260人(24.8%)    |
| ②ない                               | 3人(30.0%)   | 460人(44.2%)   | 463人(44.1%)    |
| エ. 心当たりがある場合、資料を持っている             |             |               |                |
| ①持っている                            | 0人(0.0%)    | 9人(0.9%)      | 9人(0.9%)       |
| ②持っていない                           | 6人(60.0%)   | 708人(68.1%)   | 714人(68.0%)    |
| (3)上記(1)の回答が②であった方の状況             |             |               |                |
| ア. 退職時に退職金等の支給を受けたか               |             |               |                |
| ①受けた                              | -           | 24人(2.3%)     | 24人(2.3%)      |
| ②受けていない                           | -           | 69人(6.6%)     | 69人(6.6%)      |
| ③覚えていない                           | -           | 20人(1.9%)     | 20人(1.9%)      |
| イ. 脱手以外の社会保険給付を事業所を通じて受け取ったことがあるか |             |               |                |
| ①ない                               | -           | 90人(8.7%)     | 90人(8.6%)      |
| ②ある                               | -           | 2人(0.2%)      | 2人(0.2%)       |
| ③覚えていない                           | -           | 21人(2.0%)     | 21人(2.0%)      |
| ウ. 上記イの回答が②であった方が、委任状を書いたか        |             |               |                |
| ①書いた                              | -           | 0人(0.0%)      | 0人(0.0%)       |
| ②書いていない                           | -           | 2人(0.2%)      | 2人(0.2%)       |
| ③覚えていない                           | -           | 0人(0.0%)      | 0人(0.0%)       |
| エ. 資料を持っているか                      |             |               |                |
| ①持っている                            | -           | 1人(0.1%)      | 1人(0.1%)       |
| ②持っていない                           | -           | 112人(10.8%)   | 112人(10.7%)    |
| オ. 記録回復の申立てを行うか                   |             |               |                |
| ①行う                               | -           | 59人(5.7%)     | 59人(5.6%)      |
| ②行わない                             | -           | 28人(2.7%)     | 28人(2.7%)      |
| ③考えさせてほしい                         | -           | 26人(2.5%)     | 26人(2.5%)      |

10-03-29

職員アンケートからの

記録問題への対応策（未定稿）

- ◎ 職員アンケートの回答において指摘されている意見・提言については、年金管理審議官の下に設置した作業班において読み込み、抜き出し作業を行った。そこで、その中から、今後の年金記録問題の解決や業務の改善に向けた検討課題を、第三者の視点から実務的に抽出するため、年金記録回復委員会の磯村・岩瀬・梅村の委員 3 名の他に、アンケート回答者の中から年金局が選抜した事情をよく知悉している退職者 2 名を加えた、合計 5 名で作業を行った（2/4 の回復委員会以降、2/10, 2/17, 3/3 の 3 回実施）。
- ◎ 寄せられたコメントが、アンケート記載の質問 4 項目ごとには必ずしも対応していないこともあり、年金記録問題への対応策という観点から、記録回復に参考となるようなコメント内容に着目して整理の上、対応策別に、主なものを以下のように列挙した。
- ◎ 改善意見の多かった事案については、その改善の方向がまとまり次第、その進捗状況を日本年金機構の機構 LAN に順次掲載することにより、機構職員に対し周知を図ることとする。また、引き続き個別の課題に応じて機構職員の意見を聞きながら対応を進めることとする。

例；その 1- 「カセットオープン」

⇒ 現在構築中の紙台帳検索システムにおいて、カセットオープンされていない旧台帳についても、検索・閲覧が可能となる予定。

その 2- 「旧市区町村名」、「崩し字」、「各地の固有屋号名称」のリストアップ

⇒ 「旧市区町村名」及び「崩し字」は既存のリストを活用し、LAN 掲示により職員周知を図る。「各地の固有屋号名称」については、先行して事業所検索システムを作成した東京でデータ化した旧屋号等を全国で活用する。その他の地域の旧屋号等については、事業所検索システムへの旧屋号等の収録状況、旧屋号等の情報蓄積状況及びシステムへの要望を聴取したうえ、対応を検討する。

(1) 「コンピュータ記録と紙台帳の突合せ」作業(\*)の拡充等

A. 突合せ対象の拡充と精査の徹底

- 1) 未解明部分（約 995 万件）を中心に「5 千万件」の記録も対象にする。
- 2) 8. 5 億件の名簿等に加え、紙台帳検索システムに「手帳番号払い出し簿」も収載する。

B. 紐つけ方法の拡充

「年金手帳番号や生年月日での紐つけ」で不十分な場合は、「氏名での紐付け」も可能なように、氏名パンチ入力作業を追加する。

## (2) 基礎年金番号の非保有者(\*1)の年金記録確認を容易にするための環境整備(\*2)

(\*1) 基礎年金番号の非保有者には、「真正でない基礎年金番号の保有者」も含む。

(\*2) 前記「(1)紙台帳との突合せ」を“正面からの対策”とすれば、これは“側面からの対策”との位置づけ。

### A. 現況

1) 転職に際しての、偽名・偽生年月日による「年金手帳の重複発行」が、昭和40年代前後に多発したとの指摘がある。これが、結果的には持ち主のわからない“宙に浮いた年金手帳番号”発生に(\*)繋がった可能性がある。

(\*) 年金手帳の記号番号相違等により収録できなかった資格記録は、「事故照会リスト」として社会保険事務所において定められたルールに従って補正して収録することとしていたが、社会保険事務所から送付された「事故照会リスト」は、文書保存規定により一定期間保管した後、廃棄されているため、資料等を調べたが実態は判らなかつた。

2) 実在しない事業所があるほか、実在事業所にも、融資・脱税・公共工事受注などのための架空の被保険者が存在するとの指摘もある。これらの記録は、仮に紙台帳との突合せを行っても本来の持ち主には結びつかない可能性が高い(基礎年金番号が付されていない記録は無論のこと、基礎年金番号が付されていても、いわゆる“幽霊の基礎年金番号”となってしまう)。

3) その他に、短期間の加入で資格を喪失した人など、定期便・特別便の届かない人があり(\*)、これらはいわば“年金無縁者”であって、「無年金見込み者」とは、別概念での対応が必要となる。また、「本人不承知の厚生年金加入」などが存在した企業もあったとの指摘もあることから、それらの企業経由での救済手段の可能性を検討中。

(\*) 偽名等による“幽霊の基礎年金番号”や“年金無縁者”の件数については把握していない。ただその目安として、住所不詳の事例を含めた件数ではあるが、全ての受給者と加入者を対象に送付した「ねんきん特別便」の未送達件数が一つの目安となる。ねんきん特別便(約1億900万件)については、このうち受給者名寄せ便(約300万件)について、住所調査を行い、再交付を行ってきているが、それでも、ねんきん特別便全体で未送達件数は約243万件(受給者約13万件、加入者約230万件)となっている。

### B. 対応策

記録の回復には、お一人お一人から、過去の職歴や使用した姓名・生年月日などの“本人のみが知る記憶”を伺って、個別に確認するしかない。そのためには、次のような“幽霊の基礎年金番号”保有者などへの一斉呼びかけ”キャンペーンが必要となる。

①特別便、定期便等が未送達の事例について、マスメディアを通じて、「特別便・定期便の届かない人」などに呼びかけ、名乗り出てくださいとともに、また、23年4月から実施予定の住基ネットを通じた住所把握の仕組みを活用して、改めて定期便等の送付を検討する。

②自分自身の年金記録の確認ができる「年金個人情報システム」に、「私の履歴整理表」の入力支援機能を付加する等により、ご本人の記憶と年金記録との相違の気付きを促すとともに、紙台帳検索システムを活用し、記録の発見を行う。

(3) 3号被保険者の記録が、厚年加入・扶養削除などで不正確となっている、ないしは配偶者の記録と合わないケースへの対応策

A. 現況

2号被保険者（例：夫）が転職により第1号被保険者になった場合など、その配偶者で第3号被保険者であった者（例：妻）が第2号被保険者の被扶養者でなくなった場合は、第3号被保険者（例：妻）も第1号被保険者になるための届出をし、保険料を納付することが必要である。しかし、この届出がなされず、第3号被保険者のままになっている場合がある。

B. その背景

被扶養者でなくなった配偶者に対する種別変更の届出勧奨や種別変更の処理が徹底されていなかった。

C. 対応策

本来、第1号被保険者に種別変更すべき期間において第3号被保険者のままになっている場合の取扱いは、次の方向で検討する。併せて、同様の状況が今後生じないように、届出勧奨や種別変更の処理を徹底する。

1) 受給者

既に裁定が行われていることから、現状のままとする。

2) 被保険者

将来に向けては、速やかに第1号被保険者に種別変更し、保険料の納付を求める。

過去の期間については、保険料の時効が到来していない過去2年間を除き、現状のままとする。

(4) 戦災や災害等による記録消失への、記録回復の手続きの明確化

戦災、風水害など災害等による記録消失についての、全国の時期別・場所別の被害状況と回復状況について調査の結果、現在まで判明したところは別紙のとおり。

また、旧社会保険庁年金保険部業務第2課の事務処理要領によれば、昭和40年代には、災害等で記録が滅失した場合の被保険者期間の認定の取扱いが定められていることから、上記調査結果を踏まえつつ、この基準について改めて検討の上、3ヶ月程度を目途に記録回復手続きの明確化を図る。

(5) 「被保険者ゼロ」の事業所の被保険者救済と、そのためのサンプル調査

A. 背景

全喪届けに添付書類が必要になった15年11月から増えたとされるもの。大部分が時期によって賃金職員を雇ったり雇わなかったりする官庁及び地方公共団体や、既に事業を行わなくなって全喪処理をする必要があるが登記簿等添付書類が間に合っていない事業所の処理未済と目されるが、中には現存稼働事業所の「偽装全喪」の可能性もある。

## B. 対応

- 1) 被保険者ゼロ事業所の状況を把握するため、サンプル調査を実施し、現存稼働事業所の可能性のある事業所を選定するための方法を検討する。
- 2) なお、現存稼働事業所の可能性のある事業所が確認できた場合には、事業所調査を実施する。稼働が確認された場合は、適切に是正を行う。

## (6) 記録統合の結果、「年金額が減額になる場合の取り扱い」の明確化

### A. 記録統合の結果、年金額が減額になる事例

- ① 国民年金の5年年金などの受給者に、過去の厚年記録が見つかり、国年被保険者期間が遡及して取り消される
- ② 過去の国年被保険者期間と重複して、通算対象期間とならない1年未満の厚生年金被保険者期間が見つかり、国年被保険者期間が遡及して取り消される
- ③ 4種被保険者期間を有している方に、過去の年金記録が見つかり、当該被保険者期間が取り消される
- ④ 配偶者の厚生年金記録判明により、配偶者加給年金や振替加算の支給がなくなる
- ⑤ 障害・遺族厚生年金について、過去の厚生年金記録が判明し、平均標準報酬が下がる
- ⑥ 昭和32年10月前のみなし期間がある方に過去の厚年記録が判明し、平均標準報酬が下がる

### B. 現行の取り扱い

特別便の回答等を契機として、記録が見つかったケースについては、平成20年2月8日庁文発第0208001号及び同年4月25日庁文発第0425001号において、ご本人が、発見された記録による再裁定請求を行わなければ、記録訂正・再裁定は行わないという趣旨から、減額となる場合に減額となる理由、過払い分は返還いただく旨を懇切丁寧に説明することとされ、ご本人が認めた場合は将来にわたって減額するとともに過払い分は返還を求めることとされている。

### C. 上記への対応

現行法の枠組みにおいては、ご本人が認めた場合は将来にわたって減額するとともに、過払い分の返還を求めることはやむを得ないが、記録問題に派生する記録訂正により減額となる事態が生じた原因の多くは、国側にあることを踏まえ、丁寧な対応を行う。

#### 1) 受給者

具体的には、現行通知の取扱いを維持しつつ、新たな文書を発出し、ご本人に、訂正を要すると思われる年金記録を確認いただき、「再裁定の申出をされるか」又は「訂正の必要はないか」をご本人に判断していただくこととする。

ご本人が「訂正の必要はない」と回答された場合には、当該記録にそのような回答があった旨の事跡を残すことにより、減額事例の取扱いの明確化を図る。

## 2) 加入者

特別便の回答等により記録照会の申出を行われた加入者については、裁定前であり、既に訂正すべき記録の内容を承知しておられることから、現行の通知のとおり、将来の年金額が増額見込みか減額見込みかにかかわらず、改めてご本人にお知らせすることなく、記録訂正を行い、事後的に訂正結果をお知らせする取扱いとする。

なお、今後実施する予定となっているコンピュータ記録と紙台帳等の突合せや、厚生年金基金記録との突合せにおいては、その結果をご本人にお知らせし、その申出に基づき、記録訂正を行うことを基本とするが、既に裁定を受けている受給者について、記録訂正により減額が見込まれる場合については、これらが、ご本人の申出によらず、国（日本年金機構）において行った突合せを契機とするものであること等の事情に鑑み、ご本人にお知らせすることなく、事跡のみを残すこととする。

(7) 複雑な相談事案を専門に対応するベテランチームを編成し、解決事例を全国で共有。

### A. 必要性と対応策

- 1) 各都道府県の旧社会保険事務局等で、それぞれ固有の記録管理・ノウハウ蓄積・処理方法が存在していたので、旧社会保険庁のベテラン退職者から人選し、在宅にて、現場職員からの質問に応答できるよう登録する。
- 2) ベテラン退職者の急増から、旧令共済・旧法・船員保険・遺族年金などに関連する、複雑な事案への即応が困難となり、待ち時間の短縮や適切な相談対応のため、旧社会保険庁のベテラン退職者を極力各ブロック本部に配置し、年金事務所の相談員への支援を行う。同時に、対応事例を、全国で共有できる準備も行う。

B. 実施時期 … 22年度早期からの体制整備を目指す。

(8) 記録検索の容易化、記録統合の正確性確保のための、システムの改善

### A. 背景

- 1) これまでシステム構築や修正に際して、現場の改善意見の聴取が不足していた。また、当初は、

記録検索、記録統合の件数がそれほど多くはなかったために、操作性についても大きな問題はなかったが、記録問題発生以降、処理量が激増したため、操作性（使い勝手）改善の必要性が高まってきている。

2) 旧台帳(\*1)の記録の一部が、現場からは簡便に検索できない(\*2)。

(\*1) 「旧台帳」 = 「マイクロ旧台帳 1,466 万件」と「紙の旧台帳 1,167 万件（保管委託倉庫保管分）」

(\*2) マイクロ旧台帳については、オンライン化されておらず、日本年金機構保管のマイクロフィルムのカセットになっており、年金事務所では、直ちに内容が閲覧できないものがあり、『カセットのオープン化』として、要望多数。

⇒この点については、現在、コンピュータ記録と紙台帳等の突合せ業務を実施するために構築中の「紙台帳検索システム」において、旧台帳についても検索・閲覧が可能となる予定。

3) 船員保険等、複雑な記録管理の経緯のある記録については、記録照会等に困難が生じている。

## B. おもな改善点と対応策

1) 記録の検索に関連するもの

…「刷新システム」の前段階として、「現行システムの補修」との観点から検討を行い、まずは、以下の事項等について現行システムへの影響、他の開発案件との優先順位を見極めたうえで、可能なものから改善に着手。

- ①記録検索キーの増加
- ②個人の記号番号から、過去記録への即時照写
- ③氏名検索システムの改善
- ④漢字氏名検索の有効活用
- ⑤事業所検索システムの改善

2) 過去の訂正記録の経緯保存（事跡管理）の徹底

…平成21年10月より稼働している記録訂正事跡確認システムの現時点での事跡管理状況を調査し、登録を徹底するように周知。そのうえで、現行のシステムの改善も含め、対応を検討する。

3) 外国人被保険者の氏名検索

…氏名検索が不能とならないよう、ご本人に対し、年金手帳を必ず保管し、届出・手続きの際は、年金手帳に記載されているものと同じ表記による氏名を記入するよう周知することを検討する。

4) 現場の意見や要望を基にした、システム改善やソフトの導入

…システムの改善事項の範囲・内容を決定するに当たっては、手作業部分も含めて、機構の関係部署において、現場の意見を把握するプロセスを検討している。

5) 船員保険等については、コンピュータ記録と紙台帳等の突合せ等記録確認を行うに際して、

慎重に対応する。

#### (9) 相談者の、誤認や勘違いへの対応

記録確認の相談で、国民年金では国民健康保険料の支払いを国民年金保険料の支払いと勘違いする、厚生年金では制度上未適用となるケースであるにもかかわらず就職したことを厚生年金に加入したと誤認するケースが多い。

これらについては、「誤認事例のリーフレット」を、現場に備置するとともに、ホームページにも掲示することを検討している。

#### (10) その他の具体策起案中の事項

##### A. 保険料の過払い

###### 1) 国民年金で満額の年金額となる月数を超えての納付

平成17年4月前の記録については、平成20年4月の通知により還付できる取扱いとし、20年8月及び21年9月に保険料還付となる対象者へのお知らせを実施。再度お知らせすることを検討する。

(\*)平成17年4月からは、満額の年金額となる月数に達した時点で、任意加入被保険者資格を強制的に喪失するよう、法改正。

###### 2) 異なる被用者年金制度の重複加入

厚生年金と共済年金など異なる被用者年金の重複加入については、記録訂正によって保険料の還付が生じることになるが、事業主が死亡した場合など被保険者本人への還付について、制度上及び運用上どのような対応が可能か、今後更に検討を進める。

##### B. 統合ミスの再発防止

ねんきん特別便の回答の中で調査が不十分で間違った回答を行った例がある。これらについては、統合ミスの再発防止策として、本人確認をより確実にを行うため氏名、性別、生年月日だけでなく、職歴や住所を確認することを徹底するマニュアルの作成について検討している。

##### C. 厚生年金における「短期間の資格期間誤り」の救済

月末に退職した場合の資格喪失日の届出誤りや6ヶ月程度以内の「短期間の資格期間誤り」(\*)について、年金記録確認第三者委員会における「あっせん事例」・「非あっせん事例」の分析結果を踏まえ、年金記録回復委員会の実務家検討段階で、その救済方策を検討している。

(\*) 何れも大部分は、事業主側の知識不足もしくは単純ミスによるもの。

#### D. 脱退手当金の非受領の申立てへの対応

厚生年金の短期加入で退職する被保険者が脱退手当金の受給を選択した場合は、脱退手当金の対象となった期間は厚生年金の被保険者期間でなかったものとみなされる制度があったが、その脱退手当金を受領していない、すなわち厚生年金の被保険者期間を回復して欲しいとの申立てが、昭和40年前後に支給された記録を中心に行われている。

こうした申立てのうち年金記録確認第三者委員会であっせんされた事案の中には、退職する被保険者に脱退手当金の受給を申請する意思がないにもかかわらず、勤務先の事業主が被保険者に代わって請求し、受領した脱退手当金を当該被保険者に支払わなかったと疑われるケースがある。

この点については、年金記録確認第三者委員会における「あっせん事例」・「非あっせん事例」の分析結果を踏まえ、いわゆるまだら事案について記録回復基準の設定を検討している。

#### E. 事業主から従業員への通知義務の徹底方策

事業主は、資格取得届や月額変更届等の届出を行い、日本年金機構の確認を受けたときは、資格取得年月日及び標準報酬等をすみやかに従業員に通知しなければならないこととされているが、従業員への通知が徹底されていないという指摘がある。

これについては、現在行っている算定基礎届の提出時期前に各年金事務所が開催する算定説明会や納入告知書同封のチラシによる周知及び事業所調査の際の事業主指導等を通じて徹底する。

|         |
|---------|
| 補 足 事 項 |
|---------|

今回の取りまとめに当たり、具体的な結論を得られなかったものについては、厚生労働省及び日本年金機構において引き続き検討を進め、具体的な対応に結びつけていくこととしている。

以下は年金記録問題の対応策や施策と直接関係するものではないが、職員アンケートの回答を集約・整理するに当たり感じられた事項を補足する。

(1) 職員アンケートの質問項目では年金記録問題に対する認識をその一つに挙げていたことから、記録問題への反省が記されている回答が多く見られた。それらを見て強く感じられたのは、「年金給付の裁定請求時にご本人が来るのだから、その時に直せばよい」という裁定時主義が常識化していたことである。法律上は申請主義を採ることから、ご本人の申請に基づく裁定は必要であるが、だからといって年金記録を裁定の時まであいまいなまま放置することが許されるものではない。日本年金機構の運営方針や新たに定められたお客様へのお約束10か条を実践し、職員それぞれの意識改革を引き続き進めていくことが必要である。

(2) また、職員アンケートの回答の中では、上述のほかに、旧社会保険庁における年金記録問題発生の最大公約数的要因として、次の3点に関連するコメントが寄せられている。

1. 過去の職員組合の、記録ミスを防ぐ作業への非協力的ないしは拒否。
2. 法制度起案側である厚生労働省の、現場無視の複雑・難解・非合理的な立法措置。
3. 現場の意見を汲み上げようとしなかった、社会保険庁本庁ないしは上層部の姿勢。

何れも、既に巷間に伝えられている要因であるが、これらについては厚生労働省及び日本年金機構において、改めて運営上の課題として受け止めて、今後の対応を進める必要がある。

(3) 更に、回答では、大切な記録をお預かりしているという認識が不足していたといった職員自身の意識の問題や、お客様への姿勢、記録管理や事業所からの届け出、チェック体制、組織、広報などのあり方など様々な面での反省が見られた。

そういった反省に立って、

- ・対応するお一人お一人のお客様に対して、相手のご都合が許す限りで徹底して氏名検索を行い、質問し、知る限りの従前の年金制度について詳細に説明を行なうよう以前にも増して心がけた。
- ・年金記録問題の早期解決に向けて、土日に出勤して年金額仮計算書の年金額試算の支援をしたり、電話・窓口対応では1件でも多く解決出来るように取り組んだ。
- ・窓口装置で確認できない事業所名の変遷や名簿の所在等をしるした「トラの巻」を作成した。

というように問題解決に向け地道に努力している職員も見られたところである。

今後の年金記録の速やかな回復に向けては、今回取りまとめた対応策を着実に進めるとともに、各職員の反省と「就職先をここと決めたときは、自分が入った職場を周囲から見直されるよう、より良いものへと変えていく為にできることをやっていこうと考えた」という新人の初心が生かせるような組織とすることを目指して、日本年金機構は不断に努力することが必要である。それとともに、厚生労働省もその努力に対して最大限の支援を行うことも必要である。

## ◎戦災、風水害等による記録消失・回復等の状況について

| 報告元 |               | 時期          | 種類    | ①災害による被害状況 ②被害データの特定  | 対策  | 復旧状況  |
|-----|---------------|-------------|-------|---|---|---|
| 1   | 北海道 北海道ブロック本部 | 昭和20年11月6日  | 火災    | ①道庁の火事により保険課が一部焼失。<br>②被保険者名簿等の一部が消失、冠水のため判読不能となった。(具体的には特定できていない)  | 事業所への訪問、調査票の送付等の調査を行い修復作業を実施。(OBより聴取)   | 大規模事業所についてはある程度修復できたが、小規模事業所、特に退職者については、分からないことが多く全ては修復出来なかった。(OBより聴取)                          |
| 2   | 北海道 砂川        | 昭和37年8月4日   | 風水害   | ①台風により事務所が浸水。<br>②被害データの状況は不明   | —   | 実質的な被害なし(OBより聴取)  |
| 3   | 青森 青森         | 昭和20年7月頃    | 戦災    | ①青森県庁空襲により焼失<br>②健保厚年被保険者名簿の一部焼失  | 事業所に確認をし、回復に努めた。(OBより聴取)  | 大部分が回復できたが、一部は回復できず(OBより聴取)   |
| 4   | 新潟 新潟西        | 昭和39年6月16日  | 地震    | ①新潟地震による床上浸水、土砂津波の流入等<br>②被保険者原票の3分の2が冠水、一部判読不明。  | 乾燥させた、判読不明なものは書替えを行った。(資料より)  | 1か月以内に作業完了した模様(資料より)  |
| 5   | 東京 港          | 昭和20年5月29日  | 戦災    | ①空襲により焼失<br>②会計金庫内の書類以外は全焼。   | 本庁の索引簿を確認及び事業所への照会を行った。(資料より)   | 復元したとの記録あり。(資料より)   |
| 6   | 東京 江東         | 昭和20年3月10日  | 戦災    | ①空襲により焼失<br>②名簿消失(大多数)  | 昭和60年頃、業務センターより旧台帳マイクロフィルムを取り寄せ作業していた(OBより聴取)   | —   |
| 7   | 東京 品川         | 昭和28年5月22日  | 火災    | ①放火により事務所3分の2が焼失<br>②記録台帳のうち60万件が焼失   | 本庁からの予算措置を受け、賃金職員を雇用し復元作業を行った。(OBより聴取)  | 2ヶ月間の作業で台帳は復元されたが、チェックの不備等により、一部記載漏れ、誤記等があることが後日判明した。(OBより聴取)                                   |
| 8   | 神奈川 川崎        | 昭和20年4月15日  | 戦災    | ①空襲により焼失<br>②記録台帳のうち相当数が焼失した。   | 事業所から資料を取り寄せ戦災台帳を作成した。(OBより聴取)  | 取り寄せられた資料が一部にとどまったため完全には復元できなかった。(OBより聴取)   |
| 9   | 石川 金沢北        | 昭和23年11月16日 | 火災    | ①保険課が元商品陳列館火災により焼失<br>②払出簿、被保険者台帳が焼失。   | 事業主、被保険者、保険者の協力により復元作業を行う。(資料より)  | 一部を除き復元。(資料より)  |
| 10  | 愛知 熱田         | 昭和20年6月9日   | 戦災    | ①戦災より焼失<br>②文書、資料が残っておらず詳細は不明、おそらく厚年被保険者名簿は焼失。<br>(現空寺、半田事務所管轄含む)<br>旧台帳、年金番号の払出索引票は別の場所(愛知県内)で管理されていたため直接の被害なし。<br><br>厚生年金保険被保険者名簿はおそらく焼失している。記録の管理方法は不明。 | おそらく昭和21年初頭頃から旧台帳、払出索引票をもとに事業所の協力を得て復元したと思われる。<br>復旧状況にかかる資料は無い。(OBより聴取)              | 昭和21年初頭頃の現存事業所の現存被保険者の名簿は復元。(OBより聴取)  |
| 11  | 愛知 熱田         | 昭和34年9月26日  | 風水害   | ①伊勢湾台風による風水害<br>②被保険者名簿、年金番号払出索引票の一部水につかり、記載が滲んで不鮮明になる。   | 被保険者名簿等を乾かしたと思われる。(OBより聴取)  | 不鮮明なまま特に復旧はしていない。(OBより聴取)   |
| 12  | 福井 武生         | 昭和23年頃      | 地震・豪雨 | ①地震と豪雨で県庁が浸水<br>②年金番号払出簿が浸水<br>県庁(城址)の倉庫に記録を保管。   | 再作成した(OBより聴取)   | 震災後の豪雨により年金番号払出簿に滲みが確認されたため、乾かした上で上からなぞるなどし復元した。(OBより聴取)  |
| 13  | 福岡 中福岡        | 昭和30年2月20日  | 火災    | ①社会保険事務所に隣接する支払基金が焼失<br>②延焼危機回避のため、旧台帳を退避の際、滅失  | —   | 旧台帳の特定は不可、紙被保険者名簿、払出簿の損害はなし。(OBより聴取)  |
| 14  | 福岡 久留米        | 昭和28年6月     | 水害    | ①昭和28年西日本水害による浸水<br>②被保険者名簿のインクが水害により滲む。<br>喪失年月日、氏名等が判読できないものが実在。  | 被保険者名簿の滲んだ部分を上からなぞるなどしているものがあるが、復元時期・方法等は不明。喪失処理や算定の際に事業所から聴取の上復元したとも聞いている。(OBより聴取)   | —   |
| 15  | 福岡 直方         | 昭和28年2月2日   | 火災    | ①火災により事務所焼失<br>②被保険者名簿を焼失、払出簿被害なし(不明部分はある)  | 現存被保険者→事業所と記録照合<br>喪失被保険者→事業所(現存)の名簿等から復元作業を行う。<br>全喪事業所に係る被保険者名簿→払出簿から復元作業を行う。(資料より) | 現存被保険者→昭和28年10月算定基礎時までに復元<br>喪失被保険者→大部分が復元<br>全喪事業所に係る被保険者名簿→連絡が取れなかった事業所については復元できず。(資料、OBより聴取) |
| 16  | 大分 大分         | 昭和23年2月9日   | 火災    | ①大分県庁の火災<br>②厚年台帳を焼失(新聞記事より)  | 事業所の協力を得て再作成(新聞記事より)  | 復元作業は行った(OBより聴取)  |
| 17  | 大分 大分         | 昭和34年か35年頃  | 風水害   | ①台風により事務所が浸水<br>②台帳の種類は不明。県庁の地下2階倉庫で保管していた。   | 復元作業は行った(OBより聴取)  | 実質的な被害なし(OBより聴取)  |
| 18  | 鹿児島 川内        | 昭和44年6月30日  | 水害    | ①大雨による川のはらんで庁舎浸水<br>②事務所1階倉庫が水に浸かり国年台帳転記済みの検認台紙及び切り替え済みの旧台帳が水に浸かる。<br>件数等は不明。   | 水が引いた後に倉庫の清掃を行った。(OBより聴取)   | 実質的な被害はないため、特段の復旧作業は行わなかった。(OBより聴取)   |